

名古屋都市計画道路 3・3・14 号椿町線に係る

事後調査結果報告書（供用開始後）

（道路の建設）

令和 3 年 4 月

名 古 屋 市

は じ め に

本事後調査結果報告書（供用開始後）は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成10年名古屋市条例第40号）に基づき、平成25年5月に名古屋市に提出した「名古屋都市計画道路3・3・14号椿町線に係る事後調査計画書（供用開始後）」（平成25年5月、名古屋市）に従い行った調査の結果をとりまとめたものである。

目 次

第 1 章	事業者の氏名及び住所	1
第 2 章	対象事業の名称及び種類	1
第 3 章	対象事業の概要	1
3-1	事業の目的	1
3-2	事業の概要	2
第 4 章	環境影響評価の概要	7
4-1	手続きの経緯	7
4-2	調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要	9
第 5 章	対象事業に係る事後調査の項目及び手法並びに調査時期、調査期間	23
5-1	事後調査の目的	23
5-2	事後調査の項目及び手法	24
5-3	事後調査を行った時期及び期間	26
第 6 章	事後調査の結果	27
6-1	大気汚染	27
6-2	騒音	35
6-3	振動	40
6-4	景観	42
6-5	地域分断	49
6-6	安全性	58

第 1 章 事業者の氏名及び住所

事業者名 名古屋市
代 表 者 名古屋市長 河村 たかし
住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

第 2 章 対象事業の名称及び種類

名 称 名古屋都市計画道路 3・3・14 号椿町線
種 類 道路の建設

第 3 章 対象事業の概要

3-1 事業の目的

本事業は、自動車交通の輻輳する名古屋駅周辺地区において、幹線道路を整備強化するため、名古屋駅太閤通口の前を通る椿町線を太閤一丁目交差点から南へ延伸し、太閤地区及びささしまライブ 24 地区を経由して、岩井町線、荒子町線と結ぶものである。

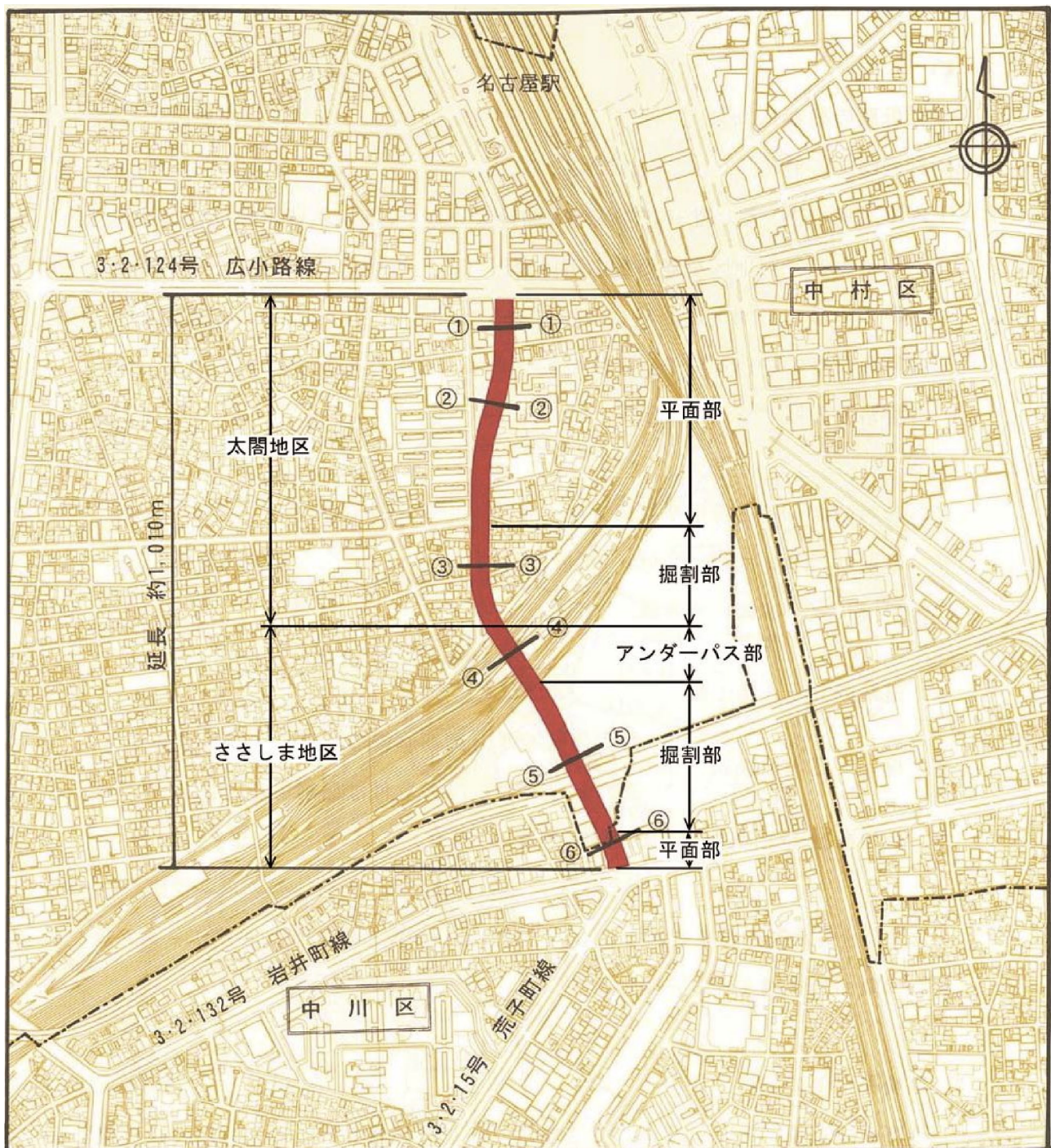
本事業の目的は、笹島交差点及び運河通等の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに交通の整流化を図ることによる地域の交通環境の改善及び鉄道施設による地域分断の解消、さらには、ささしまライブ 24 地区及び沿道の土地利用の促進による沿道地域の活性化と発展に寄与しようとするものである。

3-2 事業の概要

事業路線の概要は、表 3-2-1 に示すとおりである。

表 3-2-1 事業路線の概要

項 目	内 容
事 業 の 名 称	名古屋都市計画道路 3・3・14 号椿町線
事 業 区 間	名古屋市中村区太閤一丁目～中川区運河町
事 業 延 長	L=約 1,010m（新設区間）
車 線 数	本線 4 車線 側道 2 車線
道 路 区 分	4 種 1 級
構 造	地表式（事業路線は、JR 関西本線等の鉄道施設の地下を通過し、その前後の取付は掘割構造とする。）
事 業 路 線 概 要 図	図 3-2-1 参照
平面図及び縦断面図	図 3-2-2 参照
横 断 面 図	図 3-2-3 参照
供 用 開 始 時 期	令和元年 5 月（本線部は平成 30 年 9 月開通）



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
○—○	代表断面位置

図 3-2-1 事業路線概要図

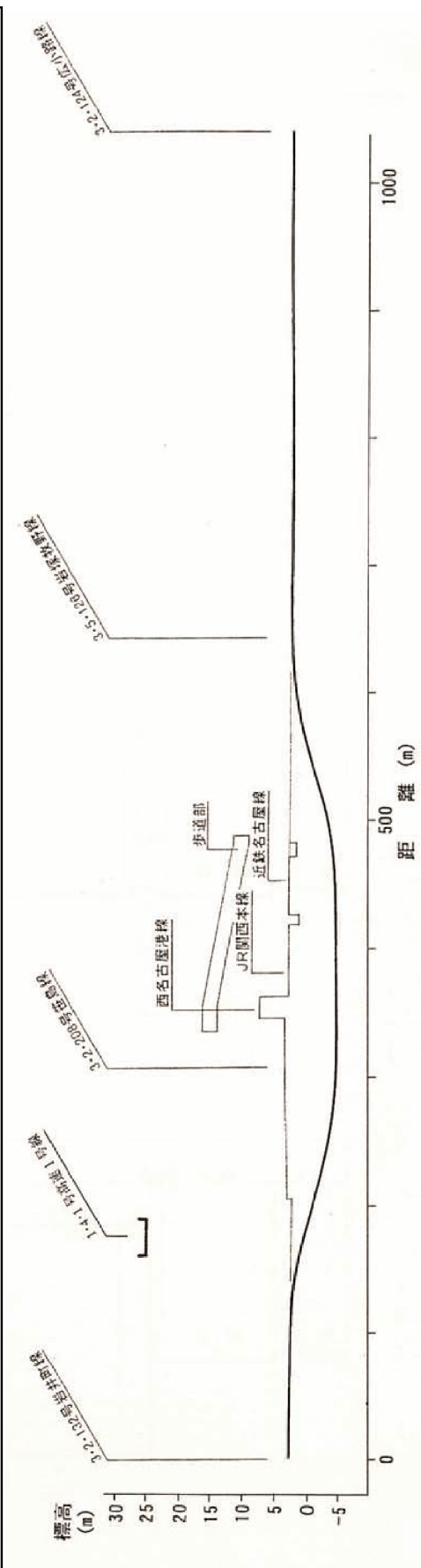
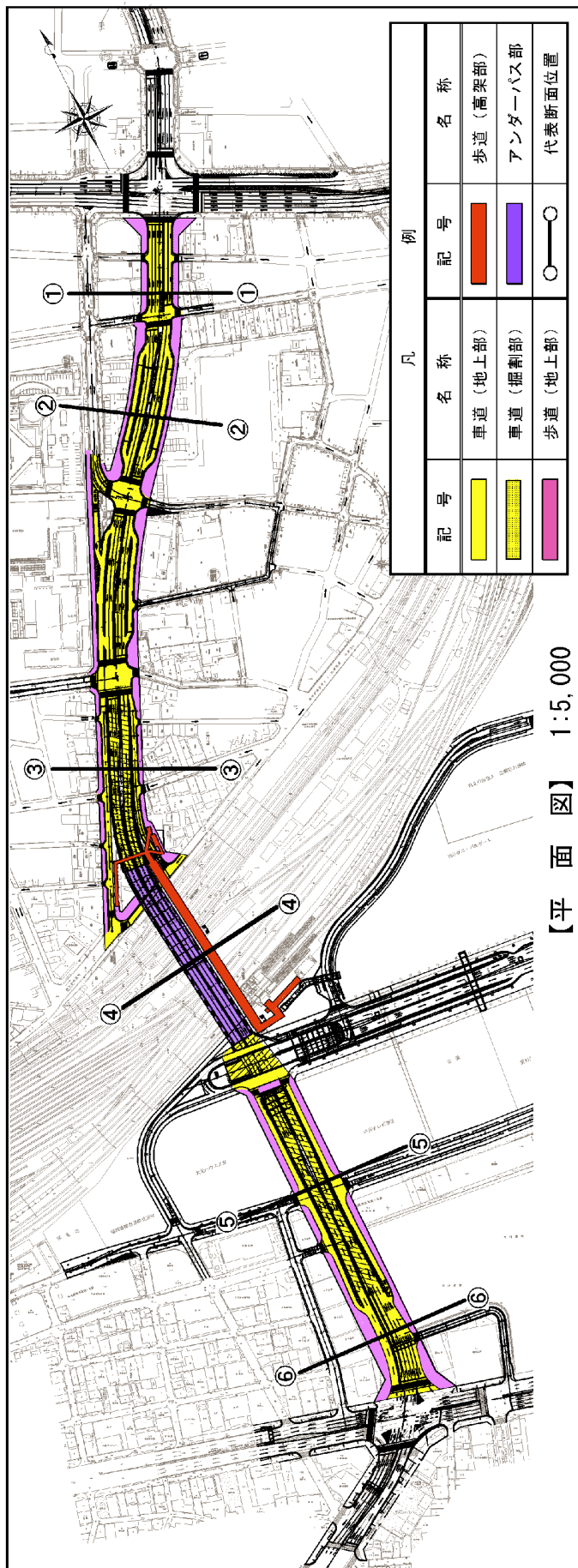
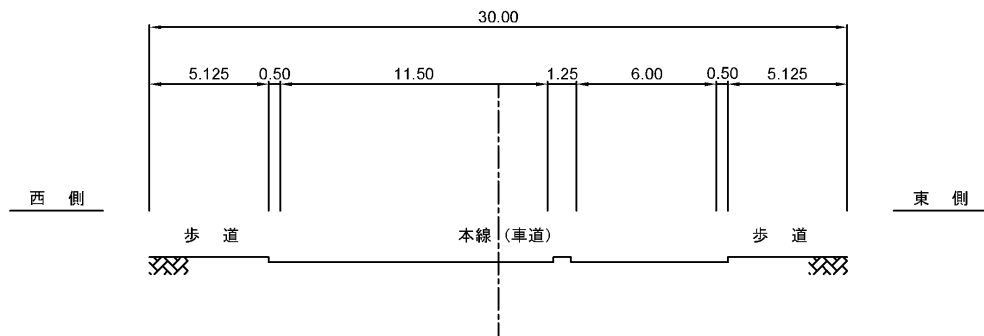


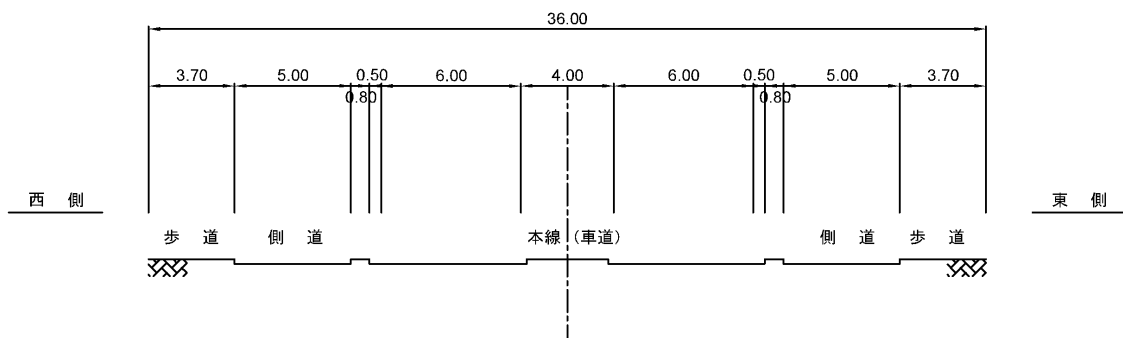
図 3-2-2 平面図及び縦断面図

① 平面部(幅員30m区間)

(単位:m)



② 平面部(幅員36m区間)



③ 掘割部(幅員36m区間)

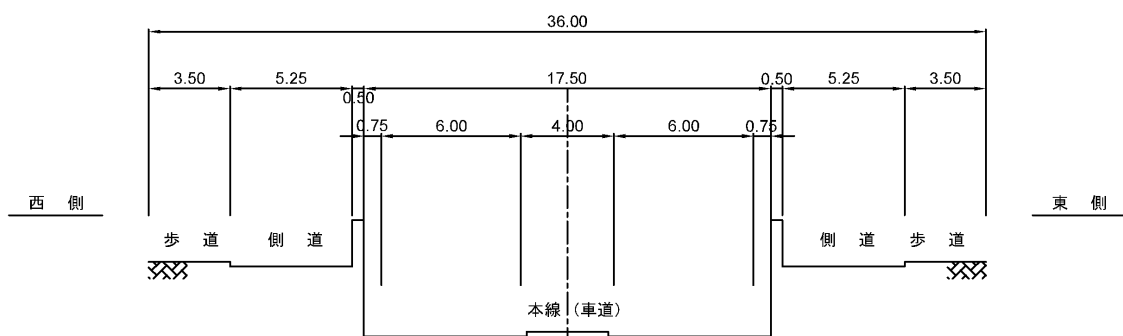
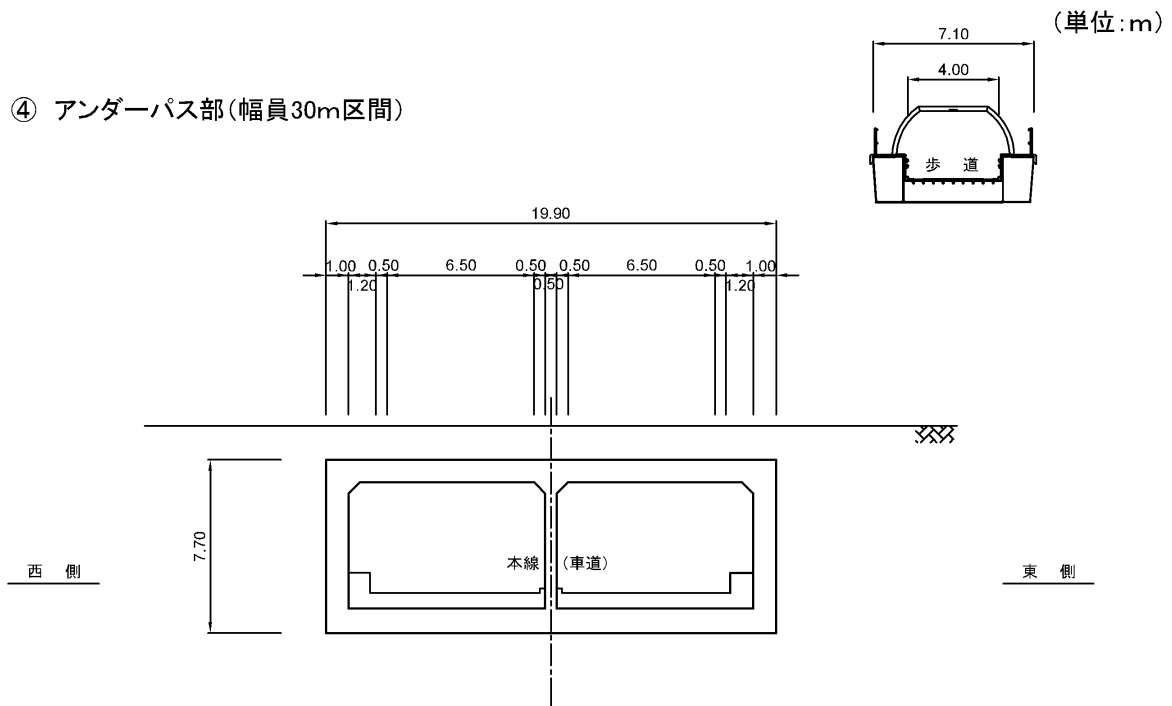
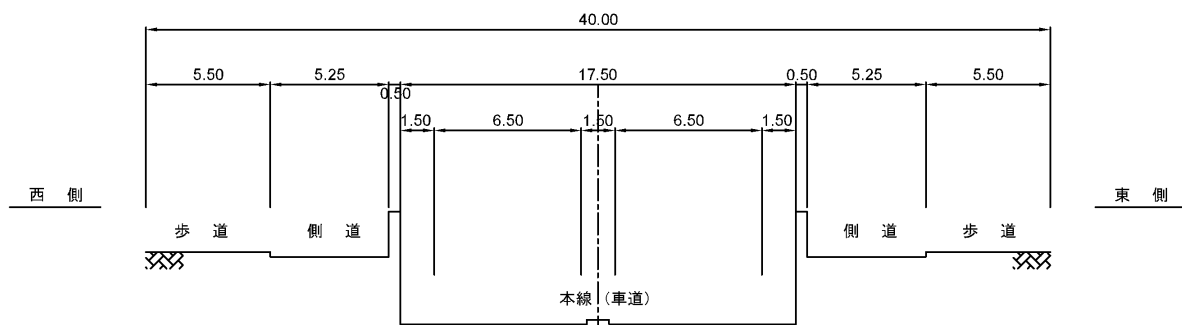


図 3-2-3 (1) 横断面図

④ アンダーパス部(幅員30m区間)



⑤ 掘割部(幅員30m区間)



⑥ 平面部(幅員40m区間)

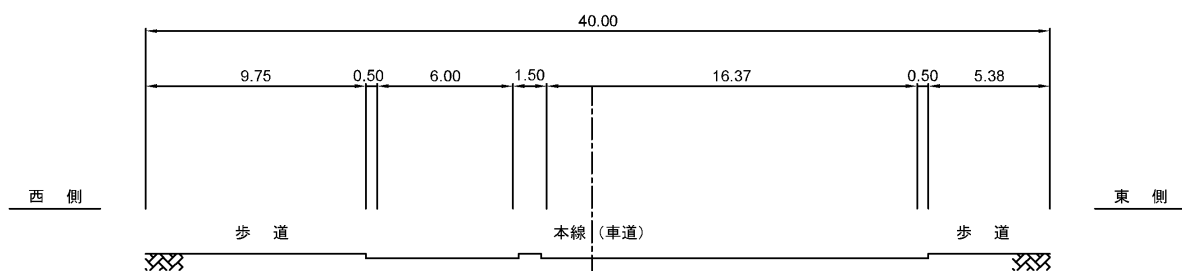


図 3-2-3 (2) 横断面図

第4章 環境影響評価の概要

4-1 手続きの経緯

本事後調査結果報告書作成までの経緯は、表 4-1-1 に示すとおりである。

表 4-1-1 (1) 環境影響評価手続きの経緯

事 項			内 容 等
環境影響評価準備書	公告日		平成 10 年 10 月 19 日
	閲 覧	期間	平成 10 年 10 月 19 日～同年 11 月 2 日
		場所	計画局都市計画部街路計画課 中村区役所 中川区役所
	説明会	開催日（場所）	平成 10 年 10 月 23 日（名古屋市立米野小学校） 平成 10 年 10 月 28 日（名古屋市立愛知小学校）
意見書	提出期間（提出数）		平成 10 年 10 月 19 日～同年 11 月 2 日（185 通） 平成 11 年 4 月 13 日～同年 4 月 27 日（15 通）
市の意見	閲 覧	期間	平成 11 年 1 月 29 日～同年 2 月 15 日
		場所	計画局都市計画部街路計画課
市長の意見	閲 覧	期間	平成 11 年 6 月 7 日～同年 6 月 22 日
		場所	環境保全局環境管理部環境影響評価室
環境影響評価書	告示日		平成 11 年 8 月 13 日
	縦 覧	期間	平成 11 年 8 月 13 日～同年 9 月 13 日
		場所	環境保全局環境管理部環境影響評価室 計画局都市計画部街路計画課 各区区役所
事後調査計画書 （工事中）	告示日		平成 16 年 7 月 27 日
	縦 覧	期間	平成 16 年 7 月 27 日～同年 8 月 10 日
		場所	環境局環境都市推進部環境影響評価室 住宅都市局都市計画部街路計画課 各区区役所
事後調査計画書 （供用開始後）	告示日		平成 25 年 6 月 7 日
	縦 覧	期間	平成 25 年 6 月 7 日～同年 6 月 21 日
		場所	環境局地域環境対策部地域環境対策課 中村区役所 中川区役所 環境学習センター
事後調査結果 中間報告書 （工事中）	告示日		平成 25 年 10 月 7 日
	縦 覧	期間	平成 25 年 10 月 7 日～同年 10 月 21 日
		場所	環境局地域環境対策部地域環境対策課 中村区役所 中川区役所 環境学習センター

表 4-1-1 (2) 環境影響評価手続きの経緯

事 項		内 容 等
事後調査結果 中間報告書 (工事中) (その2)	告示日	平成 28 年 10 月 5 日
	縦覧 期間	平成 28 年 10 月 5 日～同年 10 月 19 日
	縦覧 場所	環境局地域環境対策部地域環境対策課 中村区役所 中川区役所 環境学習センター
事後調査結果報告書 (工事中)	告示日	令和元年 10 月 4 日
	縦覧 期間	令和元年 10 月 4 日～同年 10 月 18 日
	縦覧 場所	環境局地域環境対策部地域環境対策課 中村区役所 中川区役所 環境学習センター

4-2 調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要

本事業の供用により影響を受けると想定された各環境項目についての調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要は、表 4-2-1 に示すとおりである。

また、予測地点は図 4-2-1 及び図 4-2-2 に示すとおりである。

なお、概要については、環境影響評価書（平成 11 年 8 月）において実施した供用時における環境影響評価の概要を示す。

表 4-2-1(1) 調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要（供用時）

環境項目	現況	環境保全目標																																																																								
大気汚染	(既存資料調査) 計画路線に近い中村保健所における平成 8 年度の二酸化窒素の年平均値は 0.029ppm である。 港区役所南陽支所における平成 8 年度の一酸化炭素の年平均値は 0.6ppm である。 中村保健所における平成 8 年度の浮遊粒子状物質の年平均値は 0.045mg/m³ である。	<table><tr><th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。</td></tr><tr><td>一酸化炭素</td><td>1時間値の1日平均値が10ppm以下であること。</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>現況に対して、影響ができるだけ少ないこと。</td></tr></table>	項目	環境保全目標	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であること。	浮遊粒子状物質	現況に対して、影響ができるだけ少ないこと。																																																																
	項目	環境保全目標																																																																								
	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。																																																																								
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であること。																																																																								
	浮遊粒子状物質	現況に対して、影響ができるだけ少ないこと。																																																																								
	(現地調査) 各調査場所における二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、風向、風速の観測結果は表 1 のとおりである。																																																																									
	表 1 現地調査結果																																																																									
	<table><tr><th>季節</th><th>地点名</th><th>二酸化窒素 (ppm)</th><th>一酸化炭素 (ppm)</th><th>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</th><th>最多風向</th><th>風速 (m/s)</th></tr><tr><td rowspan="2">秋季</td><td>太閤二丁目</td><td>0.037</td><td>1.1</td><td>0.063</td><td>北西</td><td>1.3</td></tr><tr><td>平池町</td><td>0.041</td><td>0.8</td><td>0.072</td><td>北西</td><td>1.9</td></tr><tr><td rowspan="2">冬季</td><td>太閤二丁目</td><td>0.038</td><td>1.0</td><td>0.050</td><td>北</td><td>1.5</td></tr><tr><td>平池町</td><td>0.041</td><td>0.9</td><td>0.049</td><td>西北西</td><td>2.2</td></tr><tr><td rowspan="2">春季</td><td>太閤二丁目</td><td>0.032</td><td>0.5</td><td>0.036</td><td>北北西</td><td>1.6</td></tr><tr><td>平池町</td><td>0.021</td><td>0.5</td><td>0.037</td><td>西北西</td><td>2.1</td></tr><tr><td rowspan="2">夏季</td><td>太閤二丁目</td><td>0.022</td><td>0.3</td><td>0.032</td><td>南</td><td>1.6</td></tr><tr><td>平池町</td><td>0.019</td><td>0.3</td><td>0.039</td><td>南南西</td><td>1.3</td></tr><tr><td rowspan="2">四季平均</td><td>太閤二丁目</td><td>0.032</td><td>0.7</td><td>0.045</td><td>北西</td><td>1.5</td></tr><tr><td>平池町</td><td>0.031</td><td>0.6</td><td>0.049</td><td>西北西</td><td>1.9</td></tr></table>		季節	地点名	二酸化窒素 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	最多風向	風速 (m/s)	秋季	太閤二丁目	0.037	1.1	0.063	北西	1.3	平池町	0.041	0.8	0.072	北西	1.9	冬季	太閤二丁目	0.038	1.0	0.050	北	1.5	平池町	0.041	0.9	0.049	西北西	2.2	春季	太閤二丁目	0.032	0.5	0.036	北北西	1.6	平池町	0.021	0.5	0.037	西北西	2.1	夏季	太閤二丁目	0.022	0.3	0.032	南	1.6	平池町	0.019	0.3	0.039	南南西	1.3	四季平均	太閤二丁目	0.032	0.7	0.045	北西	1.5	平池町	0.031	0.6	0.049	西北西	1.9
	季節	地点名	二酸化窒素 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	最多風向	風速 (m/s)																																																																			
	秋季	太閤二丁目	0.037	1.1	0.063	北西	1.3																																																																			
平池町		0.041	0.8	0.072	北西	1.9																																																																				
冬季	太閤二丁目	0.038	1.0	0.050	北	1.5																																																																				
	平池町	0.041	0.9	0.049	西北西	2.2																																																																				
春季	太閤二丁目	0.032	0.5	0.036	北北西	1.6																																																																				
	平池町	0.021	0.5	0.037	西北西	2.1																																																																				
夏季	太閤二丁目	0.022	0.3	0.032	南	1.6																																																																				
	平池町	0.019	0.3	0.039	南南西	1.3																																																																				
四季平均	太閤二丁目	0.032	0.7	0.045	北西	1.5																																																																				
	平池町	0.031	0.6	0.049	西北西	1.9																																																																				

予測結果

予測結果は表 2～表 4 に示すとおりである。

表 2 二酸化窒素予測結果(年平均値)

単位：ppm

地点番号	予測地点	a 道路寄与濃度の年平均値	b バックグラウンド濃度	a + b 合成年平均濃度
①	中村区太閤一丁目(1)	0.0028	0.029	0.0318
②	中村区太閤一丁目(2)	0.0024		0.0314
③	中村区太閤二丁目	0.0040		0.0330
④	中村区平池町	0.0033		0.0323
⑤	中川区運河町	0.0027		0.0317

注)道路寄与濃度の年平均値及び合成年平均濃度の予測結果は、道路と民地との境界地上1.5mで、予測値が高い側の値である。

表 3 一酸化炭素予測結果(年平均値)

単位：ppm

地点番号	予測地点	a 道路寄与濃度の年平均値	b バックグラウンド濃度	a + b 合成年平均濃度
①	中村区太閤一丁目(1)	0.038	0.6	0.638
②	中村区太閤一丁目(2)	0.032		0.632
③	中村区太閤二丁目	0.067		0.667
④	中村区平池町	0.056		0.656
⑤	中川区運河町	0.037		0.637

注)道路寄与濃度の年平均値及び合成年平均濃度の予測結果は、道路と民地との境界地上1.5mで、予測値が高い側の値である。

表 4 浮遊粒子状物質予測結果(年平均値)

単位：mg/m³

地点番号	予測地点	a 道路寄与濃度の年平均値	b バックグラウンド濃度	a + b 合成年平均濃度
①	中村区太閤一丁目(1)	0.0049	0.045	0.0499
②	中村区太閤一丁目(2)	0.0041		0.0491
③	中村区太閤二丁目	0.0084		0.0534
④	中村区平池町	0.0070		0.0520
⑤	中川区運河町	0.0048		0.0498

注)道路寄与濃度の年平均値及び合成年平均濃度の予測結果は、道路と民地との境界地上1.5mで、予測値が高い側の値である。

評価及び環境保全対策

二酸化窒素、一酸化炭素については環境保全目標を達成できると考えられる。

また、浮遊粒子状物質についてはバックグラウンド濃度が現況において環境基準を上回り、計画路線による濃度寄与率はバックグラウンド濃度に対して9.1～18.7%であると予測されている。

現況においても環境基準を超過していることに鑑み、今後関係機関とも調整して総合的な対策を推進するとともに、比較的寄与の高い巻き上げによる浮遊粒子状物質の発生を抑制するための道路面の清掃や、吸着効果が期待できる樹種による植樹帯の設置などにより、一層の低減に努めることから、環境保全目標を達成できると考えられる。

なお、今後の排出ガス規制の強化などにより、実際の道路供用時の計画路線による寄与濃度は予測結果より低く抑えられることが期待されるものと考えている。

また、名古屋市の条例による二酸化窒素に係る環境目標値に対しては、自動車交通公害防止のための総合的道路施策の推進や今後の排出規制の強化、低公害車の研究開発の促進などにより、大気汚染の改善が将来期待されるものと考える。

表 5 日平均値の年間 98%値及び 2%除外値の評価結果

地点番号	二酸化窒素	
	予測値(ppm)	環境保全目標
①	0.053	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること
②	0.053	
③	0.055	
④	0.054	
⑤	0.053	
地点番号	一酸化炭素	
	予測値(ppm)	環境保全目標
①	1.49	1時間値の1日平均値が10ppm以下であること
②	1.49	
③	1.54	
④	1.52	
⑤	1.49	
地点番号	浮遊粒子状物質	
	予測値(mg/m ³)	環境保全目標
①	0.121	現況に対して影響ができるだけ少ないこと
②	0.119	
③	0.129	
④	0.126	
⑤	0.121	

表 4-2-1(2) 調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要（供用時）

環境項目

環境保全目標

騒音

(既存資料調査)

事業予定地付近の騒音レベルの中央値（L₅₀）の平均値は、広小路線の夜間及び江川線の夕・夜間以外の時間区分では環境基準を上回っている。

(現地調査)

各調査地点における騒音現地調査結果は表 6 のとおりである。

単位：dB(A)

地域の類型	時間の区分			該当地域
	昼間 8～19時	朝・夕 6～8時 19～22時	夜間 22～6時	
A	60以下	55以下	50以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
B	65以下	65以下	60以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注) 地域の類型及び時間区分は、平成 7 年愛知県告示第 895 号による。

音

表 6 騒音現地調査結果（中央値（L₅₀）：平日）

単位：dB(A)

記号	調査地点	用途地域	車線数	時間区分			
				朝	昼間	夕	夜間
				6～8時	8～19時	19～22時	22～6時
a	中村区太閤一丁目(1)	近隣商業地域	1	57 (63)	64 (69)	57 (60)	48 (55)
b	中村区太閤一丁目(2)	第2種住居地域	2	49 (54)	60 (64)	57 (61)	46 (58)
c	中村区太閤二丁目	第2種住居地域	2	49 (51)	56 (60)	53 (55)	46 (53)
d	中村区平池町	準工業地域	—	58 (60)	60 (61)	56 (57)	53 (55)
e	中川区運河町	準工業地域	1	58 (60)	57 (59)	54 (55)	49 (54)

注) 上段は騒音レベルの時間区分の平均値、下段（ ）内は各時間区分の最大値である。

予測結果						評価及び環境保全対策					
予測結果は表 7 に示すとおりである。						(1) 評価					
表 7 騒音予測結果(L ₅₀)						予測地点④については道路と民地との境界地上 1.2m では、環境保全目標を達成できると考えられる。					
単位：dB(A)						しかし、予測地点①～③及び⑤では環境保全目標を上回ることから環境保全対策が必要である。					
地点番号	朝	昼間	夕	夜間	地域の類型	なお、予測地点①については、交差点付近であることから、停止・発進による加減速時の影響も考えられるため、交差点前後の定常走行部の平均走行速度が 60km/h 程度以下の場合には、平均走行速度 60km/h での定常走行と仮定すると安全側の予測値が得られるとした「道路環境整備マニュアル」の記述に基づき、走行速度を 60km/h とした場合の予測も行ったが騒音レベルの増加は 1.0dB(A) 未満であった。					
①	65	66	63	57	B						
②	64	65	63	57	A						
③	57	58	55	51	A						
④	55	57	54	49	B						
⑤	65	66	63	58	B						
注 1) ①～⑤は大気汚染と同じ予測地点である。											
注 2) 予測値は、道路と民地との境界地上 1.2m で、②の予測値は予測値が高い側(東側)の値である。											
表 8 環境保全対策の検討結果						(2) 対策					
単位：dB(A)						騒音の予測値が環境保全目標の値を超えている予測地点には、遮音壁の設置など適切な環境保全対策を講ずることにより、環境保全目標を達成することができると考えられる。					
地点番号	対策内容	時間区分	環境保全目標	予測結果		なお、環境保全対策を講ずる場合には、沿道の土地利用の動向、交通安全等の地域の状況を踏まえて実施することとする。					
				無対策	対策後	また、病院、学校等の特に静穏さが要求される施設に対しては個別に対応するものとし、学校については基本的に「学校環境衛生の基準」(平成 4 年 6 月文部省体育局長通知)に基づき対応する。病院については、国によって示された基準は特にないが、入院患者の睡眠への影響などを考慮した対応を検討していく。					
①	両側の歩車道界の植栽帯に遮音壁を高さ0.5mで設置	昼間	65	66	64	さらに、新環境基準への対応として、等価騒音レベルによる予測を実施した結果、騒音レベルの中央値(L ₅₀)に対応する環境保全対策を実施することにより、全ての予測地点において、新環境基準値を下回った。					
②	西側の植栽帯に遮音壁を高さ0.5m、東側の植栽帯に遮音壁を高さ2.5mで設置	朝	55	64	54	遮音壁等による環境保全対策の検討結果を表 8 に示す。					
		昼間	60	65	55						
		夕	55	63	52						
		夜間	50	57	47						
③	両側の高欄上に遮音壁を高さ1.0mで設置	朝	55	57	55						
		夜間	50	51	49						
⑤	両側の歩車道界の植栽帯に遮音壁を高さ0.5mで設置	昼間	65	66	63						
注 1) 予測値は、道路と民地との境界地上 1.2m で、②の予測値は予測値が高い側(東側)の値である。											

表 4-2-1(3) 調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要（供用時）

環境項目	現況	環境保全目標																											
振動	(既存資料調査) 事業予定地付近の沿道の振動レベルの80%レンジの上端値（L₁₀）は35dB未満～48dB となっている。 (現地調査) 各調査地点における振動現地調査結果は表9のとおりである。	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であること。																											
	表9 振動現地調査結果(80%レンジの上端値(L₁₀)) <table><tr><th rowspan="3">調査地点</th><th colspan="2">振動レベル(dB)</th><th rowspan="3">地盤卓越振動数(Hz)</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><th>7～20時</th><th>20～7時</th></tr><tr><td>a</td><td>42 (44)</td><td>35 (39)</td><td>18.0^{*1}</td></tr><tr><td>b</td><td>41 (42)</td><td>32 (38)</td><td>18.4</td></tr><tr><td>c</td><td>46 (47)</td><td>34 (41)</td><td>16.8</td></tr><tr><td>d</td><td>43 (47)</td><td>38 (41)</td><td>13.9^{*2}</td></tr><tr><td>e</td><td>42 (44)</td><td>36 (39)</td><td>13.9^{*2}</td></tr></table> 注1) a～eは、騒音と同じ調査地点である。 注2) 上段は振動レベルの時間区分の平均値、下段()内は各時間区分の最大値である。 注3)*1は地点aについては、調査地点の近隣(広小路線沿道)の値を示す。 注4)*2は地点d及びeについては、調査地点の近隣(岩井町線沿道)の値を示す。		調査地点	振動レベル(dB)		地盤卓越振動数(Hz)	昼間	夜間	7～20時	20～7時	a	42 (44)	35 (39)	18.0 ^{*1}	b	41 (42)	32 (38)	18.4	c	46 (47)	34 (41)	16.8	d	43 (47)	38 (41)	13.9 ^{*2}	e	42 (44)	36 (39)
調査地点	振動レベル(dB)			地盤卓越振動数(Hz)																									
	昼間	夜間																											
	7～20時	20～7時																											
a	42 (44)	35 (39)	18.0 ^{*1}																										
b	41 (42)	32 (38)	18.4																										
c	46 (47)	34 (41)	16.8																										
d	43 (47)	38 (41)	13.9 ^{*2}																										
e	42 (44)	36 (39)	13.9 ^{*2}																										

予測結果	評価及び環境保全対策																				
予測結果は表 10 に示すとおりである。 表 10 振動予測結果(L₁₀) 単位：dB <table><tr><th rowspan="2">地点 番号</th><th colspan="2">予測値</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>①</td><td>52</td><td>47</td></tr><tr><td>②</td><td>50</td><td>45</td></tr><tr><td>③</td><td>52</td><td>46</td></tr><tr><td>④</td><td>48</td><td>42</td></tr><tr><td>⑤</td><td>53</td><td>47</td></tr></table> 注 1)①～⑤は大気汚染と同じ予測地点である。 注 2)予測値は、道路と民地との境界で、②の予測値は 予測値が高い側(東側)の値である。	地点 番号	予測値		昼間	夜間	①	52	47	②	50	45	③	52	46	④	48	42	⑤	53	47	振動レベルは道路と民地との境界上において、42～53dB であり、振動規制法に基づく道路 交通振動の要請限度を下回っており、環境保全 目標を達成できると考えられる。 なお、人体が振動を感じる程度と振動レベル は表 11 のとおりとされている。
地点 番号		予測値																			
	昼間	夜間																			
①	52	47																			
②	50	45																			
③	52	46																			
④	48	42																			
⑤	53	47																			

表 11 振動による影響と振動レベル

	(生理的影響等)	(睡眠影響)	(住民反応)
90dB 弱震(Ⅲ)	・人体に有為な生理的影響が生じ始める		
80dB 軽震(Ⅱ)	・産業職場における快感減衰限界(8時間暴露)	・睡眠深度1,2とも全て覚醒する	・よく感じるという訴え率が50%になる
70dB 微震(Ⅰ)		・睡眠深度1,2とも覚醒するが多い ・睡眠深度1の場合は全て覚醒する	・軽度の物的被害に対する被害感がみられる ・よく感じるという訴え率が40%になる ・よく感じるという訴え率が30%になる
60dB 無感(Ⅰ)		・睡眠深度1の場合は過半数が覚醒する	・やや感じるという訴え率が50%になる
50dB 無感(Ⅰ)	・振動を感じ始める(閾値)	・睡眠影響はほとんどない	・住居内振動の認知限界
40dB 常時振動			

出典：「振動規制を行うに当たっての規制基準値、測定方法及び環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について当面の措置を講ずる場合のよるべき指針について（中公審騒音振動部会振動専門委員会報告）」（昭和 51 年，環境庁）

予測結果	評価及び環境保全対策
[現況]  [将来]  計画路線は、街路植栽や歩道の修景等に配慮することにより周辺景観に調和すると予測される。	予測結果から環境保全目標を達成できると考えられる。 なお、今後事業の実施段階までに、さらに具体的施策の充実を図っていくことにより周辺環境との調和に努める。 また、街路樹の植栽については、事業実施段階において、景観面ならびに大気浄化機能、管理面などを総合的に検討して、適切な樹種を選定する。

表 4-2-1(5) 調査、環境保全目標、予測結果、評価及び環境保全対策の概要（供用時）

環境項目	現 況	環境保全目標																					
地 域 分 断	（既存資料調査） 計画路線は、牧野学区、米野学区及び愛知学区を通過している。 また、関係地域内のコミュニティ施設の内訳としては、文教施設が6箇所、病院が1箇所、保健・医療施設が13箇所、集会施設が3箇所となっている。	住民の日常生活に著しい支障を及ぼさない。																					
安 全 性	（既存資料調査） 計画路線を横断する通学路は、小学校区で2箇所あるが、中学校区ではない。 交通事故発生件数は関係学区全体では210件であり、このうち牧野学区が件数では最も多い98件である。 （現地調査） 表 12 歩行者・自転車交通量調査 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th><th>歩行者(人)</th><th>自転車(台)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td><td>2,109</td><td>2,696</td></tr> <tr> <td>b</td><td>286</td><td>265</td></tr> <tr> <td>c</td><td>144</td><td>243</td></tr> <tr> <td>d</td><td>119</td><td>291</td></tr> <tr> <td>e</td><td>172</td><td>412</td></tr> <tr> <td>f</td><td>25</td><td>42</td></tr> </tbody> </table> 注) 調査期間：平成6年7月26日(火) 午前7時から12時間	調査地点	歩行者(人)	自転車(台)	a	2,109	2,696	b	286	265	c	144	243	d	119	291	e	172	412	f	25	42	小中学校の通学路及び歩行者等の交通安全を確保する。
調査地点	歩行者(人)	自転車(台)																					
a	2,109	2,696																					
b	286	265																					
c	144	243																					
d	119	291																					
e	172	412																					
f	25	42																					

予測結果	評価及び環境保全対策
計画路線は、関係地域北部の住宅地（中村区太閤地区）において、現況の駅西線に比べ広幅員の道路となること、平面を中心とし一部掘割構造で計画されていることから、横断歩道が2箇所廃止される。しかしながら、他地区の広幅員道路の交差点間隔・掘割構造部の例から判断し、地域住民等の通行及び既存コミュニティ活動など、人の往来に対する影響は少ないと予測される。 また、関係地域南部では、笹島貨物駅跡地が中心であり、一部を除き未利用である。この跡地を中心とした土地区画整理事業により公共施設（道路）の整備が計画されており、地域分断への影響はほとんどないと予測される。	予測結果から、環境保全目標は達成できると考えられる。 なお、沿道のまちづくりとあわせた道路整備を計画しており、その中で計画路線の歩行者横断について地元の意向を踏まえながら、具体的な検討を進め、その実現に向け関係機関と調整・協議を行っていく考えである。
計画路線は、牧野小学校・米野小学校の通学路各1箇所を横断する。計画路線が整備された場合に米野小学校の通学路は信号交差点になること、牧野小学校の通学路は横断歩道が廃止されることから、別途信号交差点への通学路の変更が必要と考えられるが、現状機能は概ね確保できると予測される。 また、計画路線は全線にわたり幅員 3.5m 以上の歩道を確保し、有効幅員についても「福祉都市環境整備指針」（平成3年策定、名古屋市）に定められた 2.0m以上を十分満たすことから、通学路・歩行者及び高齢者等の安全に支障はないと予測される。	計画路線は、横断箇所の特定や歩道の整備等により、通学路・歩行者及び高齢者等の安全が確保されと考えられ、環境保全目標を達成できると考えられる。 なお、歩道の整備にあたっては高齢化の進んだ地域の状況や地元の意向を踏まえるとともに、段差の解消など、「福祉都市環境整備指針」（平成3年策定、名古屋市）にも留意しながら進める。

※ 騒音に係る環境保全対策の再検討

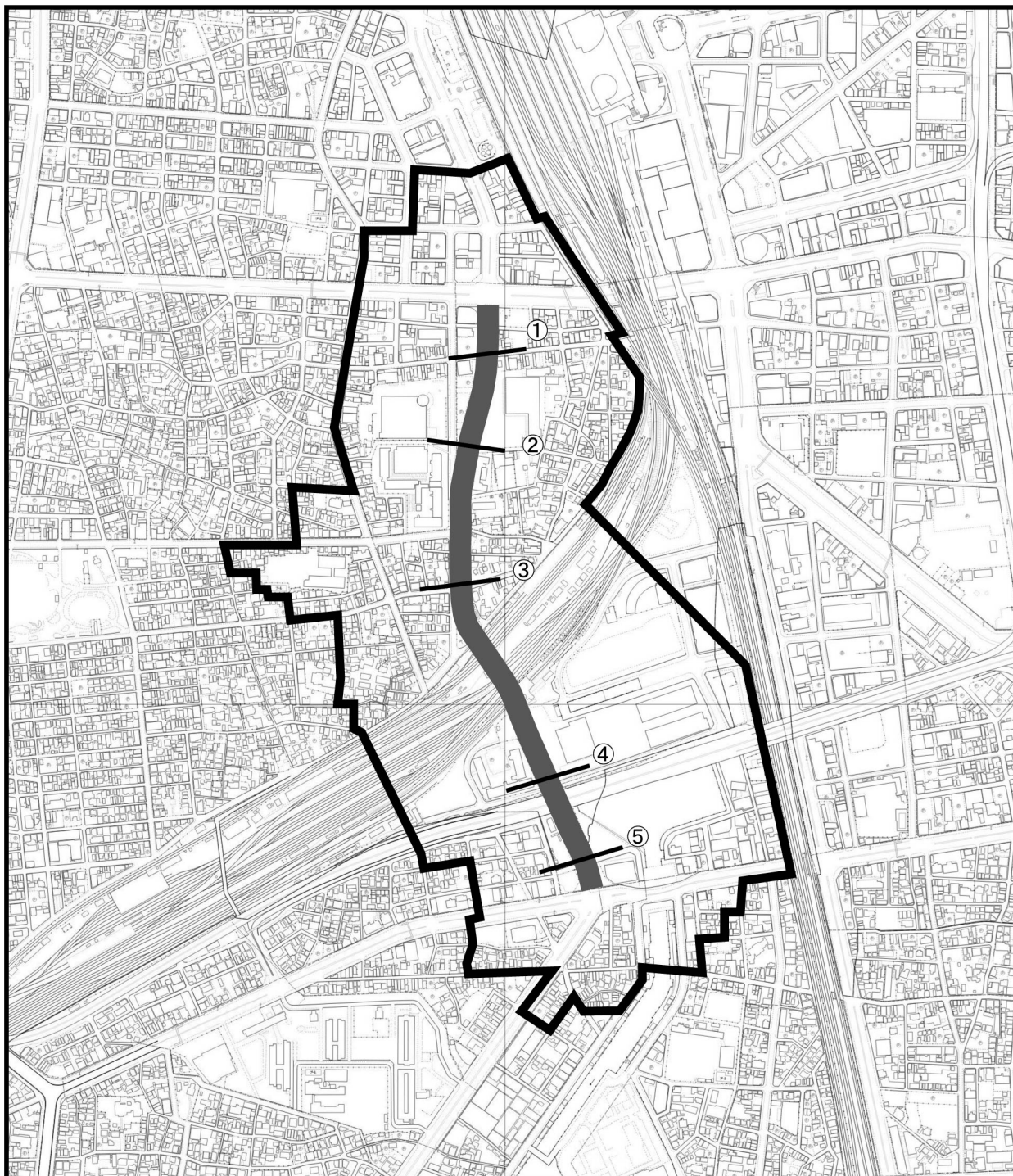
予測値が環境保全目標を超過した予測地点では、環境影響評価において主に遮音壁の設置による対策を検討したが、その後、予測地点①、②及び⑤については、他の環境保全対策を再検討した。

再検討した対策と、その条件における予測値を表 4-2-2 に示す。

表 4-2-2 騒音に係る環境保全対策と予測結果

単位: dB(A)

予測地点	対策内容	中央値 (L _{A50})			等価騒音レベル (L _{Aeq})		
		時間区分	予測値	環境保全目標	時間区分	予測値	環境基準
①	本線に排水性舗装を敷設	朝	63	65	昼間	69	70dB以下
		昼間	64	65			
		夕	61	65			
		夜間	55	60	夜間	62	65db以下
②	本線に排水性舗装を敷設 本線と側道の境界部の分離帯（高さ0.1m）及び中央分離帯（高さ0.25m）上にそれぞれ高さ1.0mの遮音壁を設置	朝	55	55	昼間	61	70dB以下
		昼間	56	60			
		夕	53	55			
		夜間	47	50	夜間	53	65db以下
⑤	本線に排水性舗装を敷設	朝	61	65	昼間	68	70dB以下
		昼間	64	65			
		夕	60	65			
		夜間	56	60	夜間	61	65db以下



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	予測地点

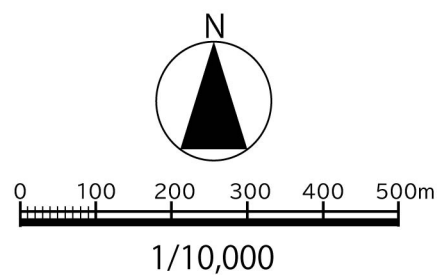
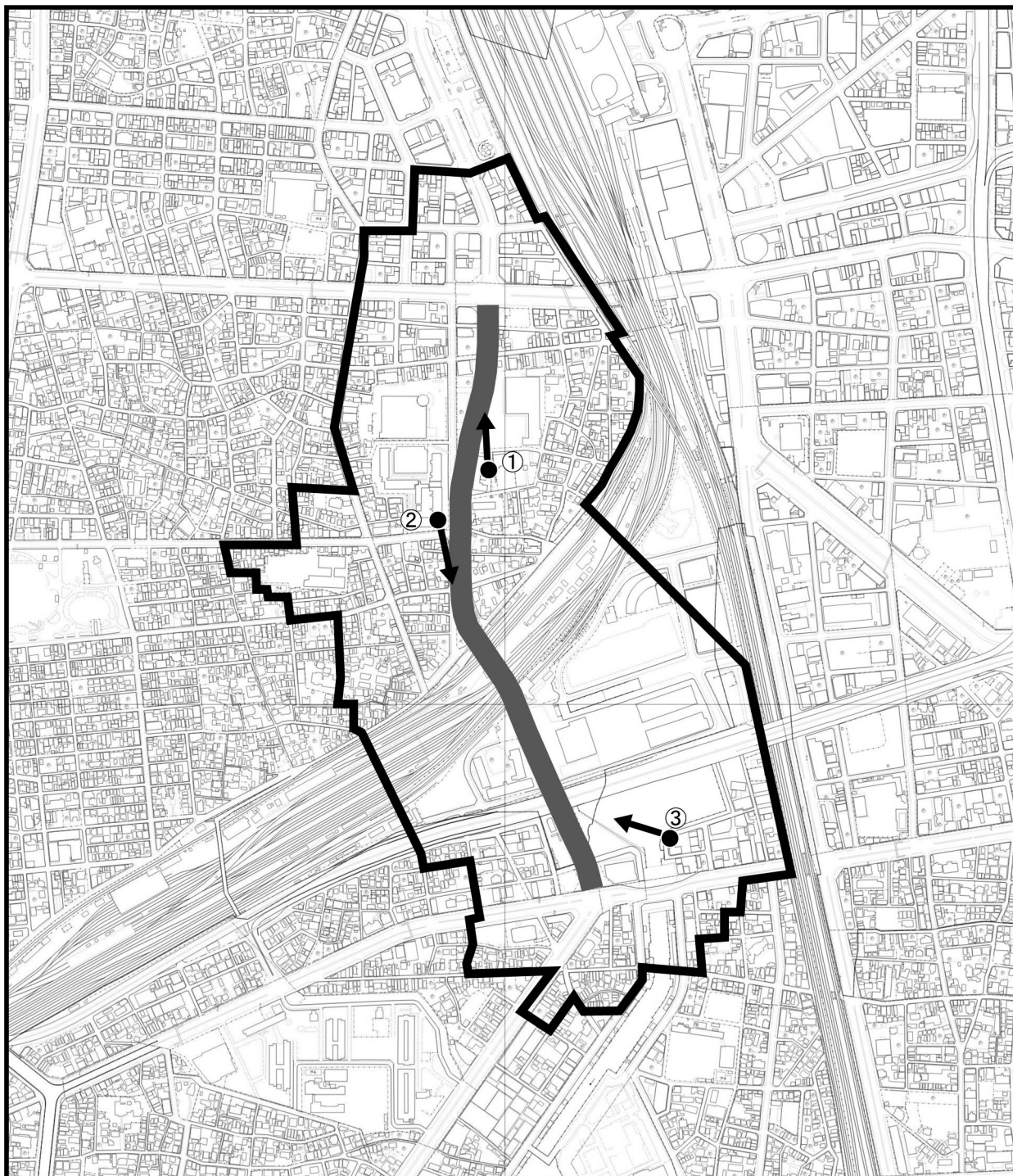


図 4-2-1 予測地点図（大気汚染、騒音、振動）



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	予測地点 (撮影方向)

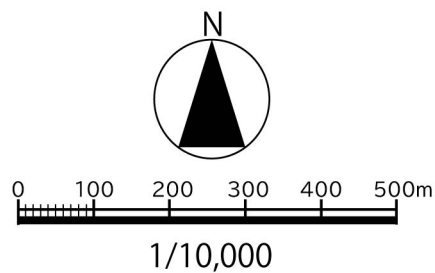


図 4-2-2 予測地点図（景観）

第5章 対象事業に係る事後調査の項目及び手法並びに調査時期、調査期間

5-1 事後調査の目的

事後調査は、本事業の供用開始後において、環境影響評価を行った環境項目に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全対策の妥当性を検証することを目的とする。

なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに適切な措置を講じ、必要に応じて追加調査を行う。

5-2 事後調査の項目及び手法

事後調査計画（供用開始後）は表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1 事後調査計画（供用開始後）

環境項目	調査事項	調査方法
大気汚染	二酸化窒素 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法により調査する。 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法により調査する。
騒音	道路交通騒音（中央値（ L_{A50} ）及び等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法により調査する。
振動	道路交通振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法により調査する。
景観	代表地点からの景観の変化	写真撮影により調査する。
地域分断	人の往来に対する影響	現地踏査及び資料整理により調査する。
安全性	歩道の整備状況 通学路及び歩行者等の横断箇所状況 交通安全施設の状況	現地踏査及び資料整理により調査する。

調査時期	調査地点	環境保全措置	
		事項	方法
供用開始後、定常的な状態となった時期 (4 季における各 1 週間連続調査)	予測地点の 5 地点	—	—
供用開始後、定常的な状態となった時期 (1 日 24 時間)	予測地点の 5 地点	遮音壁の設置	現地の設置状況を確認することによる。
供用開始後、定常的な状態となった時期 (1 日 24 時間)	予測地点の 5 地点	—	—
供用開始後、定常的な状態となった時期	予測地点の 3 地点	—	—
供用開始後、定常的な状態となった時期	事業実施場所及びその周辺	—	—
供用開始後、定常的な状態となった時期	事業実施場所及びその周辺	—	—

5-3 事後調査を行った時期及び期間

供用開始後の事後調査は、令和 2 年度に行った。

事後調査を実施した環境項目とそれぞれの調査事項及び調査時期を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 事後調査の調査事項及び調査時期

環境項目	調査事項	調査時期
大気汚染	二酸化窒素 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	夏季：令和 2 年 7 月 秋季：令和 2 年 9 月 冬季：令和 3 年 1 月 春季：令和 3 年 3 月
騒音	道路交通騒音 (中央値 (L_{A50}) 及び等価騒音レベル (L_{Aeq}))	令和 2 年 7 月 (調査地点：a、c、d、e) 令和 3 年 1 月 (調査地点：b)
振動	道路交通振動	令和 2 年 7 月
景観	代表地点からの景観の変化	令和 2 年 5 月 (調査地点：①、②) 令和 2 年 9 月 (調査地点：③)
地域分断	人の往来に対する影響	令和 2 年 9 月
安全性	歩道の整備状況 通学路及び歩行者等の横断箇所の状況 交通安全施設の状況	令和 2 年 9 月

第6章 事後調査の結果

6-1 大気汚染

(1) 調査事項

二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

(2) 調査方法

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法により調査した。

(3) 調査時期

4季における各1週間連続測定を実施した。

調査時期を表6-1-1に示す。

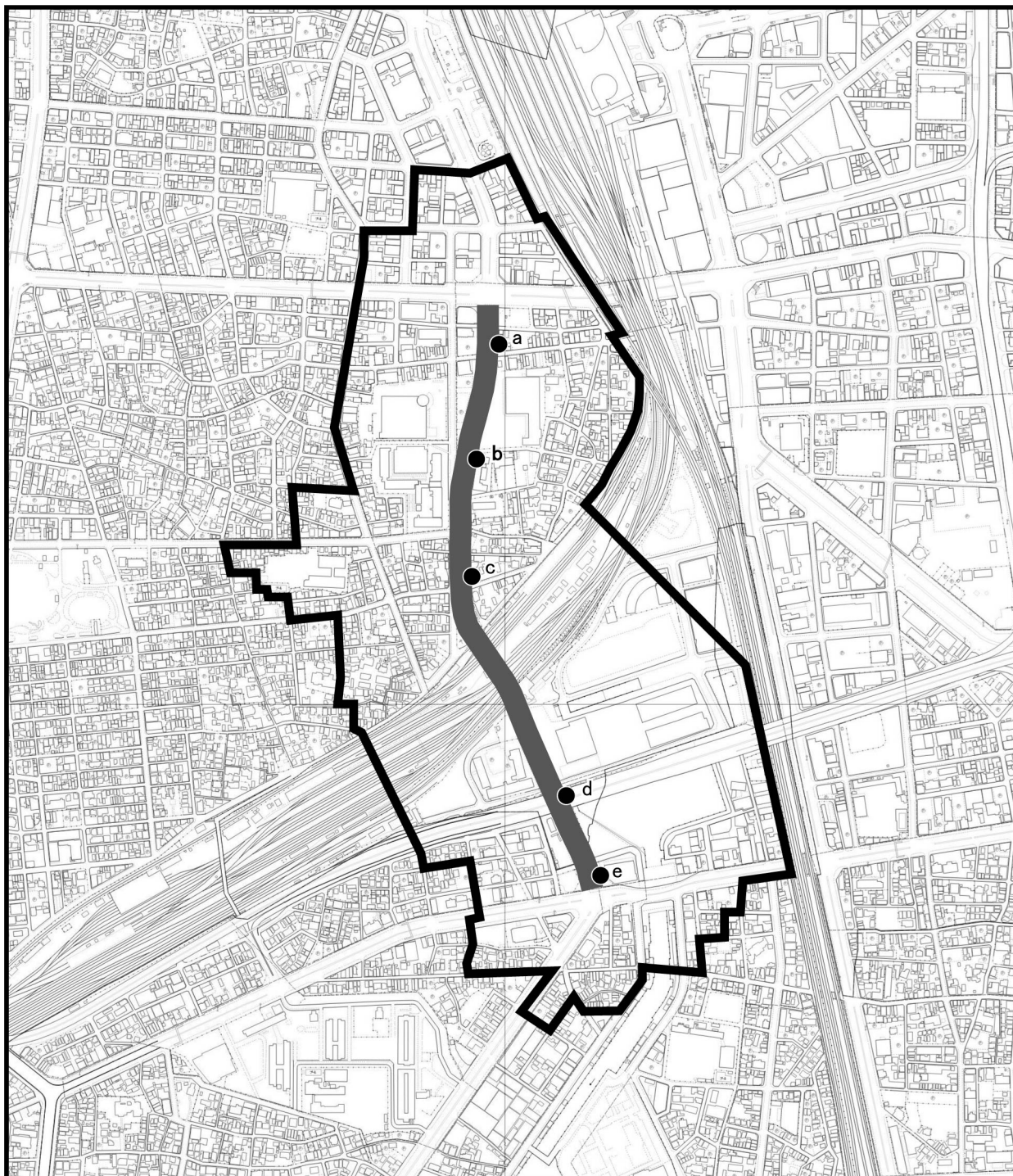
表 6-1-1 調査時期

区分	調査時期
夏季	令和2年7月10日(金)～7月16日(木) (調査地点：b、c、d、e) 令和2年7月14日(火)～7月20日(月) (調査地点：a)
秋季	令和2年9月9日(水)～9月15日(火)
冬季	令和3年1月14日(木)～1月20日(水)
春季	令和3年3月4日(木)～3月10日(水)

(4) 調査地点

調査地点は、予測地点の近傍で測定機器の設置が可能な5地点とした。

調査地点を図6-1-1に示す。



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	調査地点

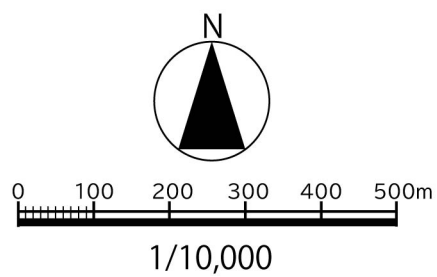


図 6-1-1 調査地点図

(5) 調査結果

ア 環境基準等及び環境保全目標との比較

調査結果を表 6-1-2 から表 6-1-4 に示す。(調査結果の詳細は、資料編 P. 1～37 参照)

調査の結果、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、全ての調査地点で環境基準及び環境目標値（一酸化炭素については設定なし）の値を下回り、かつ、環境保全目標を下回った。

なお、大気汚染に関する市民等からの苦情は寄せられていない。

表 6-1-2 環境基準等及び環境保全目標との比較（二酸化窒素）

単位：ppm

調査地点		調査時期	1時間値の 1日平均値	環境基準及び 環境目標値	環境保全目標
			最高値		
a	中村区太閤 一丁目(1)	夏季	0.014	(環境基準) 1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmま でのゾーン内又はそれ 以下であること。 (環境目標値) 1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であるこ と。	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmま でのゾーン内、又はそ れ以下であること。
		秋季	0.014		
		冬季	0.029		
		春季	0.029		
b	中村区太閤 一丁目(2)	夏季	0.014		
		秋季	0.022		
		冬季	0.028		
		春季	0.025		
c	中村区太閤 二丁目	夏季	0.019		
		秋季	0.012		
		冬季	0.028		
		春季	0.022		
d	中村区運河町	夏季	0.013		
		秋季	0.013		
		冬季	0.028		
		春季	0.022		
e	中川区運河町	夏季	0.015		
		秋季	0.015		
		冬季	0.032		
		春季	0.031		

注 1) 環境目標値は、名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値。

注 2) 環境基準及び環境目標値の長期的評価方法は、「年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当するもの(1 日平均値の年間 98%値)と比較して長期的な評価を行う。」である。

注 3) 調査地点 d は、予測地点(中村区平池町)近傍で調査可能な地点とした。

表 6-1-3 環境基準及び環境保全目標との比較（一酸化炭素）

単位：ppm

調査地点		調査時期	1時間値の 1日平均値	1時間値の 8時間平均値	環境基準	環境保全目標
			最高値	最高値		
a	中村区太閤 一丁目(1)	夏季	0.4	0.5	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であること。
		秋季	0.4	0.5		
		冬季	0.7	1.0		
		春季	0.5	0.6		
b	中村区太閤 一丁目(2)	夏季	0.2	0.3		
		秋季	0.4	0.5		
		冬季	0.6	0.7		
		春季	0.4	0.5		
c	中村区太閤 二丁目	夏季	0.3	0.3		
		秋季	0.3	0.4		
		冬季	0.6	0.8		
		春季	0.4	0.6		
d	中村区運河町	夏季	0.3	0.3		
		秋季	0.3	0.4		
		冬季	0.6	0.7		
		春季	0.4	0.5		
e	中川区運河町	夏季	0.3	0.4		
		秋季	0.3	0.5		
		冬季	0.7	0.8		
		春季	0.3	0.4		

注 1) 環境基準の評価方法は、下記のとおりである。

長期的評価：年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いは行わない。

短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。

注 2) 調査地点 d は、予測地点(中村区平池町)近傍で調査可能な地点とした。

表 6-1-4 環境基準等及び環境保全目標との比較（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

調査地点		調査 時期	1時間値の 1日 平均値	1時間値	環境基準及び 環境目標値	環境保全目標																														
			最高値	最高値																																
a	中村区太閤 一丁目(1)	夏季	0.030	0.043	1時間値の1 日 平均値が 0.10mg/m ³ 以 下であり、か つ、1時間値 が0.20mg/m ³ 以下である こと。	現況に対して、影響がで きるだけ少ないこと。 （環境影響評価時に2地 点において実施した現 地調査結果（日平均最大 値及び時間最大値）） 地点名：太閤二丁目 <table><tr><td></td><td>日平均 最大値</td><td>時間 最大値</td></tr><tr><td>夏季</td><td>0.049</td><td>0.081</td></tr><tr><td>秋季</td><td>0.112</td><td>0.194</td></tr><tr><td>冬季</td><td>0.098</td><td>0.250</td></tr><tr><td>春季</td><td>0.059</td><td>0.090</td></tr></table> 地点名：平池町 <table><tr><td></td><td>日平均 最大値</td><td>時間 最大値</td></tr><tr><td>夏季</td><td>0.057</td><td>0.097</td></tr><tr><td>秋季</td><td>0.130</td><td>0.234</td></tr><tr><td>冬季</td><td>0.100</td><td>0.242</td></tr><tr><td>春季</td><td>0.062</td><td>0.100</td></tr></table> 出典：「名古屋都市計画道路3・ 3・14号椿町線環境影 響評価書（道路の建設）」 （平成11年8月名古屋市）		日平均 最大値	時間 最大値	夏季	0.049	0.081	秋季	0.112	0.194	冬季	0.098	0.250	春季	0.059	0.090		日平均 最大値	時間 最大値	夏季	0.057	0.097	秋季	0.130	0.234	冬季	0.100	0.242	春季	0.062	0.100
			日平均 最大値	時間 最大値																																
		夏季	0.049	0.081																																
		秋季	0.112	0.194																																
冬季	0.098	0.250																																		
春季	0.059	0.090																																		
	日平均 最大値	時間 最大値																																		
夏季	0.057	0.097																																		
秋季	0.130	0.234																																		
冬季	0.100	0.242																																		
春季	0.062	0.100																																		
秋季	0.019	0.031																																		
冬季	0.042	0.058																																		
春季	0.019	0.035																																		
b	中村区太閤 一丁目(2)	夏季	0.019	0.029																																
		秋季	0.021	0.030																																
		冬季	0.041	0.055																																
		春季	0.018	0.036																																
c	中村区太閤 二丁目	夏季	0.020	0.028																																
		秋季	0.019	0.028																																
		冬季	0.039	0.054																																
		春季	0.017	0.036																																
d	中村区運河町	夏季	0.018	0.028																																
		秋季	0.019	0.028																																
		冬季	0.040	0.056																																
		春季	0.016	0.032																																
e	中川区運河町	夏季	0.021	0.032																																
		秋季	0.020	0.035																																
		冬季	0.042	0.058																																
		春季	0.016	0.034																																

注 1) 環境目標値は、名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)。

注 2) 環境基準及び環境目標値の評価方法は、下記のとおりである。

長期的評価：年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いは行わない。

短期的評価：測定を行った日についての1時間値の1日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

注 3) 調査地点 d は、予測地点(中村区平池町)近傍で調査可能な地点とした。

イ 予測値との比較

調査結果を予測値と比較した結果、全ての調査地点で予測値を下回った（「四季平均値」については予測値の「年平均値」と、「1時間値の1日平均値の最高値」については予測値の「日平均値の年間98%値」又は「日平均値の2%除外値」と比較した。）。

表 6-1-5 予測値との比較（二酸化窒素）

単位：ppm

調査地点		調査結果		予測値	
		四季平均値	1時間値の1日平均値の最高値	年平均値	日平均値の年間98%値
a	中村区太閤一丁目(1)	0.014	0.029	0.0318	0.053
b	中村区太閤一丁目(2)	0.013	0.028	0.0314	0.053
c	中村区太閤二丁目	0.012	0.028	0.0330	0.055
d	中村区運河町	0.011	0.028	0.0323	0.054
e	中川区運河町	0.014	0.032	0.0317	0.053

注 1) 調査結果の四季平均値は、四季の各調査時期における期間平均値の平均値である。

注 2) 調査地点 d は、予測地点(中村区平池町)近傍で調査可能な地点とした。

表 6-1-6 予測値との比較（一酸化炭素）

単位：ppm

調査地点		調査結果		予測値	
		四季 平均値	1時間値の 1日平均値 の最高値	年平均値	日平均値の 2%除外値
a	中村区太閤 一丁目(1)	0.3	0.7	0.638	1.49
b	中村区太閤 一丁目(2)	0.3	0.6	0.632	1.49
c	中村区太閤 二丁目	0.3	0.6	0.667	1.54
d	中村区運河町	0.3	0.6	0.656	1.52
e	中川区運河町	0.3	0.7	0.637	1.49

注 1) 調査結果の四季平均値は、四季の各調査時期における期間平均値の平均値である。

注 2) 調査地点 d は、予測地点(中村区平池町)近傍で調査可能な地点とした。

表 6-1-7 予測値との比較（浮遊粒子状物質）

単位：mg/m³

調査地点		調査結果		予測値	
		四季 平均値	1時間値の 1日平均値 の最高値	年平均値	日平均値の 2%除外値
a	中村区太閤 一丁目(1)	0.014	0.042	0.0499	0.121
b	中村区太閤 一丁目(2)	0.013	0.041	0.0491	0.119
c	中村区太閤 二丁目	0.013	0.039	0.0534	0.129
d	中村区運河町	0.012	0.040	0.0520	0.126
e	中川区運河町	0.013	0.042	0.0498	0.121

注 1) 調査結果の四季平均値は、四季の各調査時期における期間平均値の平均値である。

注 2) 調査地点 d は、予測地点(中村区平池町)近傍で調査可能な地点とした。

(6) 環境保全対策の実施状況

- ・巻き上げによる浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、道路面の清掃を定期的に実施している。
- ・植樹帯には、大気浄化機能が期待できる樹種を選定し植樹した。

(7) 環境保全目標の適合状況

調査結果から、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、全ての調査地点で環境基準及び環境目標値の値並びに予測値を下回っており、かつ、環境保全目標を達成した。

6-2 騒音

(1) 調査事項

道路交通騒音（中央値（ L_{A50} ）及び等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

(2) 調査方法

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法により調査した。測定位置は、道路敷地境界上の地上高さ 1.2m とした。

(3) 調査時期

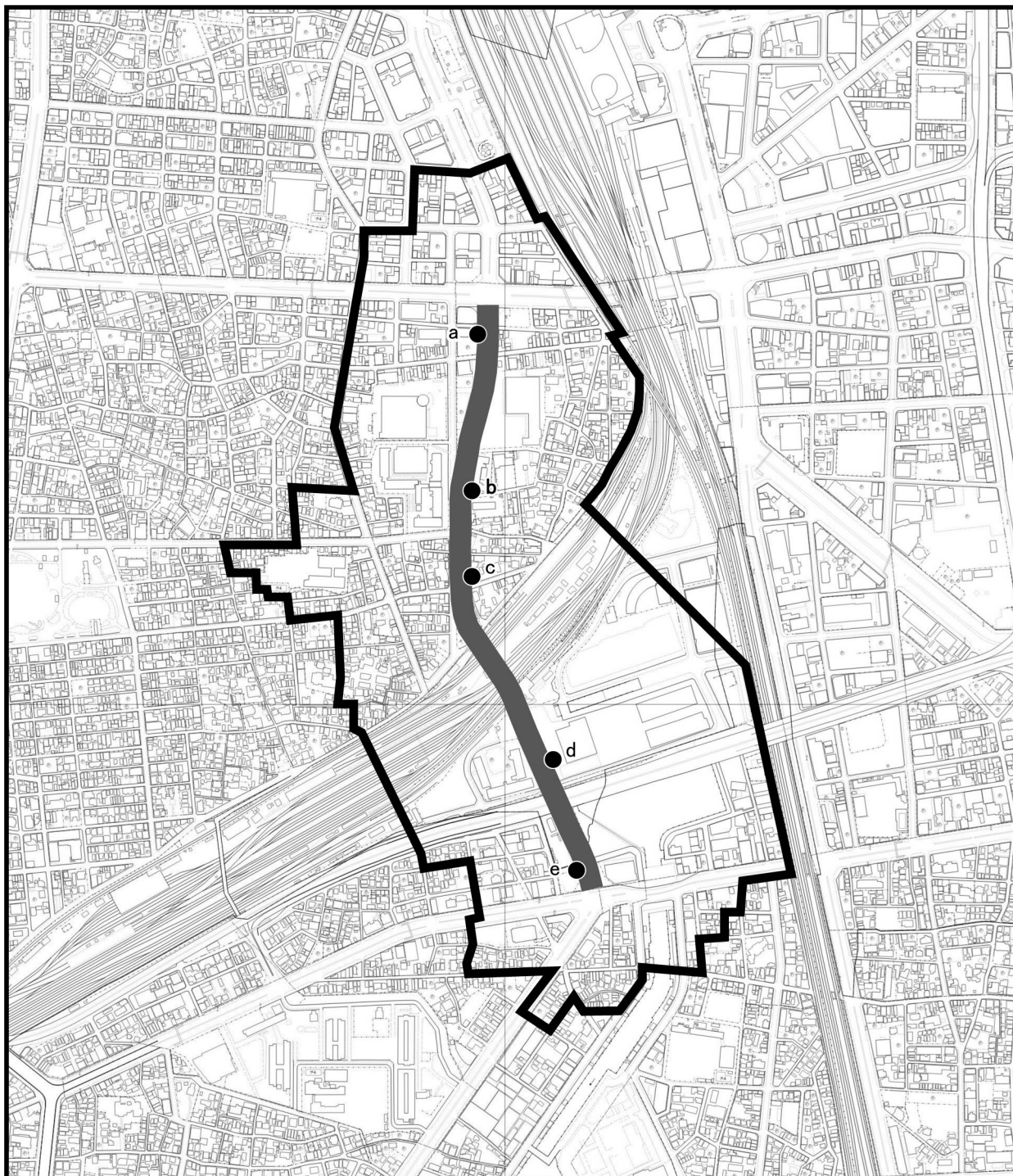
令和 2 年 7 月 30 日（木）～ 7 月 31 日（金）（調査地点：a、c、d、e）

令和 3 年 1 月 21 日（木）～ 1 月 22 日（金）（調査地点：b）

(4) 調査地点

調査地点は、予測地点の近傍で測定機器の設置が可能な 5 地点とした。

調査地点を図 6-2-1 に示す。



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	調査地点

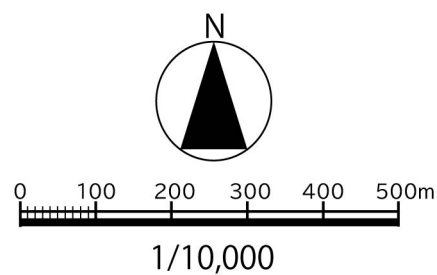


図 6-2-1 調査地点図

(5) 調査結果

ア 環境基準及び環境保全目標との比較

調査結果を表 6-2-1 及び表 6-2-2 に示す。(調査結果の詳細は、資料編 P. 38～42 参照)

調査の結果、騒音レベル（等価騒音レベルの各時間区分の平均値）は、全ての調査地点で環境基準を下回った。また、騒音レベル（中央値の各時間区分の最大値）は、全ての調査地点で環境保全目標を下回った。

なお、騒音に関する市民等からの苦情は寄せられていない。

表 6-2-1 環境基準との比較（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の各時間区分の平均値）

単位：dB(A)

調査地点		調査結果		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
a	中村区太閤一丁目(1)	61	55	70 以下	65 以下
b	中村区太閤一丁目(2)	57	51		
c	中村区太閤二丁目	56	50		
d	中村区平池町	60	54		
e	中川区運河町	61	54		

注) 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

表 6-2-2 環境保全目標との比較（中央値（ L_{A50} ）の各時間区分の最大値）

単位：dB(A)

調査地点		地域の 類型	調査結果				環境保全目標			
			朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間
a	中村区太閤一丁目(1)	B	61	62	58	55	65 以下	65 以下	65 以下	60 以下
b	中村区太閤一丁目(2)	A	55	57	55	50	55 以下	60 以下	55 以下	50 以下
c	中村区太閤二丁目	A	54	56	53	49	55 以下	60 以下	55 以下	50 以下
d	中村区平池町	B	60	61	58	54	65 以下	65 以下	65 以下	60 以下
e	中川区運河町	B	61	61	57	53	65 以下	65 以下	65 以下	60 以下

注 1) 各調査地点の地域の類型は、環境影響評価時の類型を示す。なお、調査地点 b 及び c は、事業路線供用開始後の事後調査実施時点で、環境影響評価における類型「B」に該当する地域である。

注 2) 朝：6 時～8 時、昼間：8 時～19 時、夕：19 時～22 時、夜間：22 時～6 時

イ 予測値との比較

調査結果を予測値と比較した結果を表 6-2-3 及び表 6-2-4 に示す。

騒音レベルの調査結果を予測値と比較すると、中央値では予測値を上回る地点があったものの、等価騒音レベルでは全ての地点で予測値を下回った。

なお、調査地点 d の騒音レベル（中央値）が予測値より 4～5dB 高い理由として、各時間区分で環境影響評価時の調査結果（前掲表 4-2-1(2)、中村区平池町、朝：60dB、昼間：61dB、夕：57dB、夜間：55dB）と同程度の値を示していることから、付近を通過する都市計画道路高速 1 号線（名古屋高速道路 5 号万場線）の道路交通騒音も寄与していることが考えられる。

表 6-2-3 予測値との比較（中央値（ L_{A50} ）の各時間区分の最大値）

単位：dB(A)

調査地点		調査結果				予測値			
		朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間
a	中村区太閤一丁目(1)	61	62	58	55	63	64	61	55
b	中村区太閤一丁目(2)	55	<u>57</u>	<u>55</u>	<u>50</u>	55	56	53	47
c	中村区太閤二丁目	54	56	53	49	55	56	53	49
d	中村区平池町	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	55	57	54	49
e	中川区運河町	61	61	57	53	61	64	60	56

注 1) 調査結果の下線は、予測値を超過した数値であることを示す。

注 2) 朝：6 時～8 時、昼間：8 時～19 時、夕：19 時～22 時、夜間：22 時～6 時

表 6-2-4 予測値との比較（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の各時間区分の平均値）

単位：dB(A)

調査地点		調査結果		予測値	
		昼間	夜間	昼間	夜間
a	中村区太閤一丁目(1)	61	55	69	62
b	中村区太閤一丁目(2)	57	51	61	53
c	中村区太閤二丁目	56	50	66	58
d	中村区平池町	60	54	64	57
e	中川区運河町	61	54	68	61

注) 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

(6) 環境保全対策の実施状況

- ・調査地点 a 付近では、本線に排水性舗装を敷設した。
- ・調査地点 b 付近では、本線に排水性舗装を敷設した。また、本線と側道の境界部の分離帯（高さ 0.1m）及び中央分離帯（高さ 0.25m）上にそれぞれ高さ 1.0m の遮音壁を設置した。
- ・調査地点 c 付近では、両側の高欄上に高さ 1.0m の遮音壁を設置した。
- ・調査地点 e 付近では、本線に排水性舗装を敷設した。

(7) 環境保全目標の適合状況

調査結果から、騒音レベルは、一部の調査地点で予測値を上回ったものの、全ての調査地点で環境基準を下回っており、かつ、環境保全目標を達成した。

6-3 振動

(1) 調査事項

道路交通振動

(2) 調査方法

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号）に定める方法により調査した。測定位置は、道路敷地境界上の地表面とした。

(3) 調査時期

令和 2 年 7 月 30 日(木) ～ 7 月 31 日(金)

(4) 調査地点

調査地点は、前掲図 6-2-1 に示す、予測地点の近傍で測定機器の設置が可能な 5 地点とした。

(5) 調査結果

ア 要請限度との比較

調査結果を表 6-3-1 に示す。（調査結果の詳細は、資料編 P. 43～47 参照）

調査の結果、振動レベル（80％レンジの上端値の各時間区分の平均値）は全ての調査地点で要請限度を下回った。

なお、振動に関する市民等からの苦情は寄せられていない。

表 6-3-1 要請限度との比較（80％レンジの上端値（ L_{10} ）の各時間区分の平均値）

単位：dB

調査地点		調査結果		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
a	中村区太閤一丁目(1)	40	35	70	65
b	中村区太閤一丁目(2)	37	31		
c	中村区太閤二丁目	44	37		
d	中村区平池町	37	32		
e	中川区運河町	44	37		

注) 昼間：7 時～20 時、夜間：20 時～7 時

イ 予測値との比較

調査結果を予測値と比較した結果を表 6-3-2 に示す。

振動レベル(80%レンジの上端値の各時間区分の最大値)の調査結果を予測値と比較すると、全ての地点で予測値を下回った。

表 6-3-2 予測値との比較 (80%レンジの上端値 (L_{10}) の各時間区分の最大値)

単位: dB

調査地点		調査結果		予測値	
		昼間	夜間	昼間	夜間
a	中村区太閤一丁目(1)	41	40	52	47
b	中村区太閤一丁目(2)	40	37	50	45
c	中村区太閤二丁目	44	43	52	46
d	中村区平池町	38	36	48	42
e	中川区運河町	46	45	53	47

注) 昼間: 7 時～20 時、夜間: 20 時～7 時

(6) 環境保全目標の適合状況

調査結果は、全ての調査地点で要請限度及び予測値を下回った。また、一般に人体が振動を感じ始める値(閾値)の 55dB を下回った。

よって、環境保全目標である「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であること」を達成できたと考えられる。

6-4 景観

(1) 調査事項

代表地点からの景観の変化

(2) 調査方法

写真撮影により調査した。

(3) 調査時期

令和 2 年 5 月 12 日(火) (調査地点：①、②)

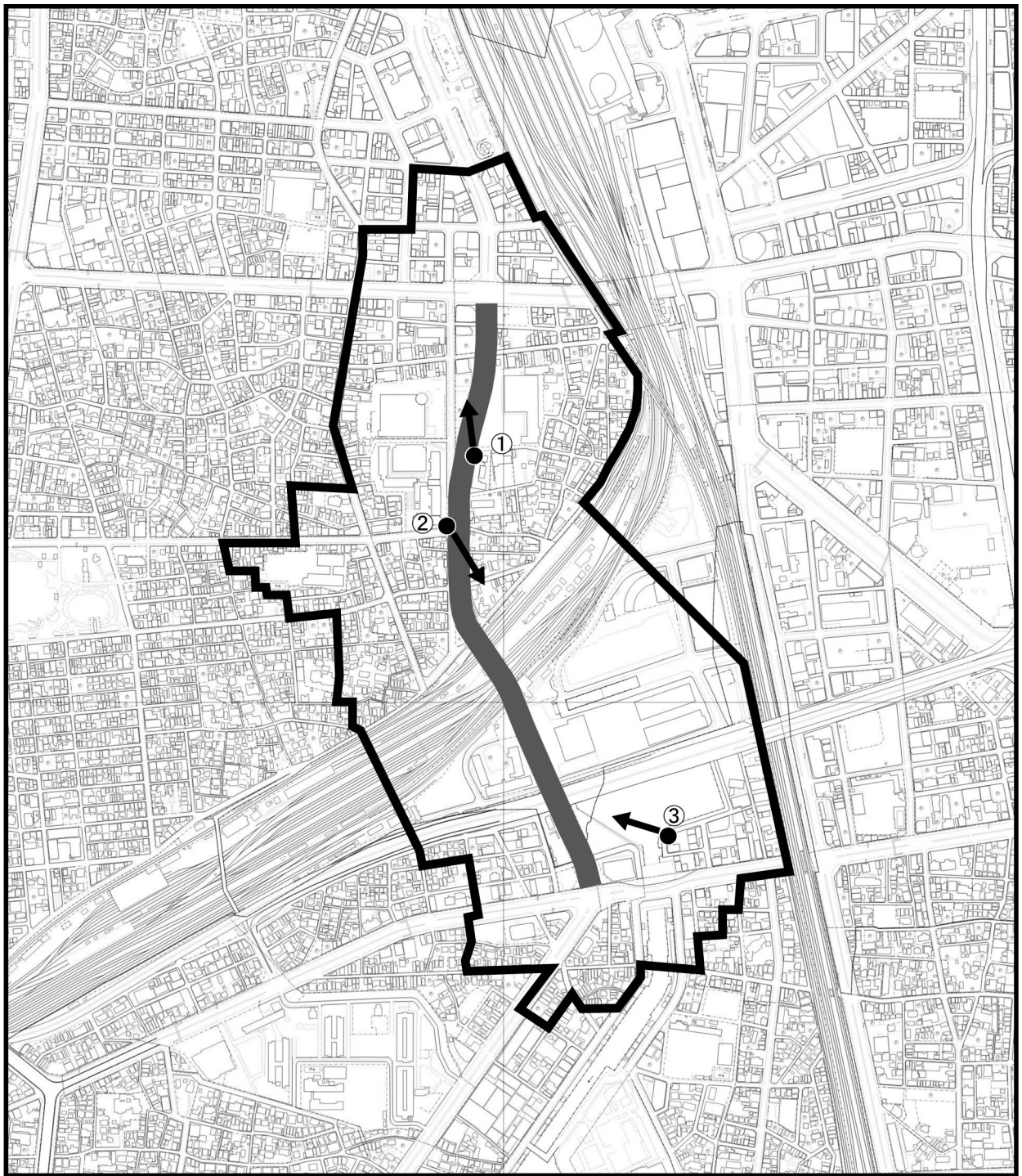
令和 2 年 9 月 19 日(土) (調査地点：③)

(4) 調査地点

調査地点は、予測地点の 3 地点とした。

調査地点を図 6-4-1 に示す。

なお、予測時に使用された景観撮影場所が使用できない地点は、近隣からの撮影とした。



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	調査地点
	(撮影方向)

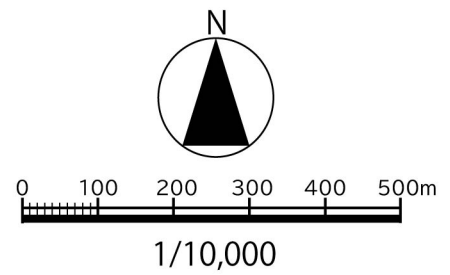


図 6-4-1 調査地点図

(5) 調査結果

各眺望点における調査結果（供用開始後の現況写真）と予測結果等との比較を写真 6-4-1～6-4-3に示す。なお、各調査地点の景観の変化の内容は次のとおりである。

調査地点①（写真 6-4-1）

歩道から側道越しに事業路線の平面構造部を眺望できる。

本線と側道の境界部及び中央分離帯には、白色の遮音壁を設置、また、交差点付近の中央分離帯及び車道側の歩道端には、透明の遮音壁を設置した。いずれも、高さは目線より低く抑え、圧迫感はない。

環境影響評価時の現況に比べると、周辺の建物が高くなり、眺望に占める緑の量が減った。事業路線は、側道を含めて広い空間を確保したうえ、電線の地中化を行い、街路灯は LED により照明部分を小型化し、開放的な印象となった。また、歩道はカラー平板ブロックを採用したため、明るい印象となった。

予測結果と同様に、現在の周辺のビル群と調和した、都会的な景観となったものと考えられる。

調査地点②（写真 6-4-2）

歩道から事業路線の掘割構造部への出入り口部分を眺望できる。

事業路線の掘割構造部では、本線と側道の境界部に透明アクリル板の遮音壁を設置し、圧迫感を緩和した印象である。

環境影響評価時の現況に比べると、遠景にマンションや歩道橋などの建築物があるものの、事業路線は側道を含めて広い空間を確保したことから、開放的な印象となった。電線は地中化されていないが、街路灯は LED により照明部分を小型化し、歩道はカラー平板ブロックを採用したため、明るい印象となった。

予測結果と同様に、近景の市街地と調和した景観となったものと考えられる。

調査地点③（写真 6-4-3）

公園越しに、事業路線の平面構造部から掘割構造部への出入り口部分を側面から眺望できる。

当調査地点における事業路線は、景観色（茶色）であるガードパイプ、歩道のカラー平板ブロック、街路樹により構成され、堀止緑地とも調和している。

環境影響評価時の現況に比べると、遠景にマンションが建設されたものの、中川運河沿いの建物が無くなり、圧迫感が軽減された。また、中川運河の一部が埋め立てられて堀止緑地となり、緑が多く明るい印象となった。

予測結果と同様に、隣接する周辺の堀止緑地と調和した景観となったものと考えられる。

なお、景観に関する市民等からの苦情は寄せられていない。

環境影響評価時の現況写真



環境影響評価時の予測結果



[調査結果]



写真 6-4-1 調査地点①（名古屋朝鮮初級学校前付近、撮影日：令和2年5月12日）

環境影響評価時の現況写真



環境影響評価時の予測結果



[調査結果]



写真 6-4-2 調査地点②（太閤三南交差点付近、撮影日：令和 2 年 5 月 12 日）

環境影響評価時の現況写真



環境影響評価時の予測結果



[調査結果]



写真 6-4-3 調査地点③（中川運河東岸付近、撮影日：令和 2 年 9 月 19 日）

(6) 環境保全対策の実施状況

- ・歩道部においては、カラー平板ブロックや電線の地中化、景観色（茶色）のガードパイプ、街路植栽などにより、歩道の修景配慮に努めた。
- ・遮音壁は必要に応じて透明アクリル板を採用し、圧迫感の軽減に努めるなどデザインに配慮し、周辺環境との調和に努めた。
- ・街路樹の植栽については、景観面、大気浄化機能及び管理面等を総合的に検討して、適切な樹種を選定した。

(7) 環境保全目標の適合状況

調査結果によると、事業路線は、本線 4 車線、側道 2 車線により幅員は広く構成され、中央分離帯や遮音壁などの施設は、高さを低く抑え圧迫感がない。また、歩道を含めて明るい色を採用したことにより、明るい印象であることから、景観への影響は軽微であり、周辺景観に調和しているものと考えられる。

よって、環境保全目標である「地域の景観を著しく損なうことがないよう調和に務める」を達成できたと考えられる。

6-5 地域分断

(1) 調査事項

人の往来に対する影響

(2) 調査方法

地域分断は、現地踏査及び資料整理により、以下の施設の分布を把握し、人の往来に対する影響を調査した。

表 6-5-1 調査対象施設

ア	文教施設
イ	医療・保健施設
ウ	集会施設
エ	公園
オ	事業路線を横断する横断歩道・歩道橋等

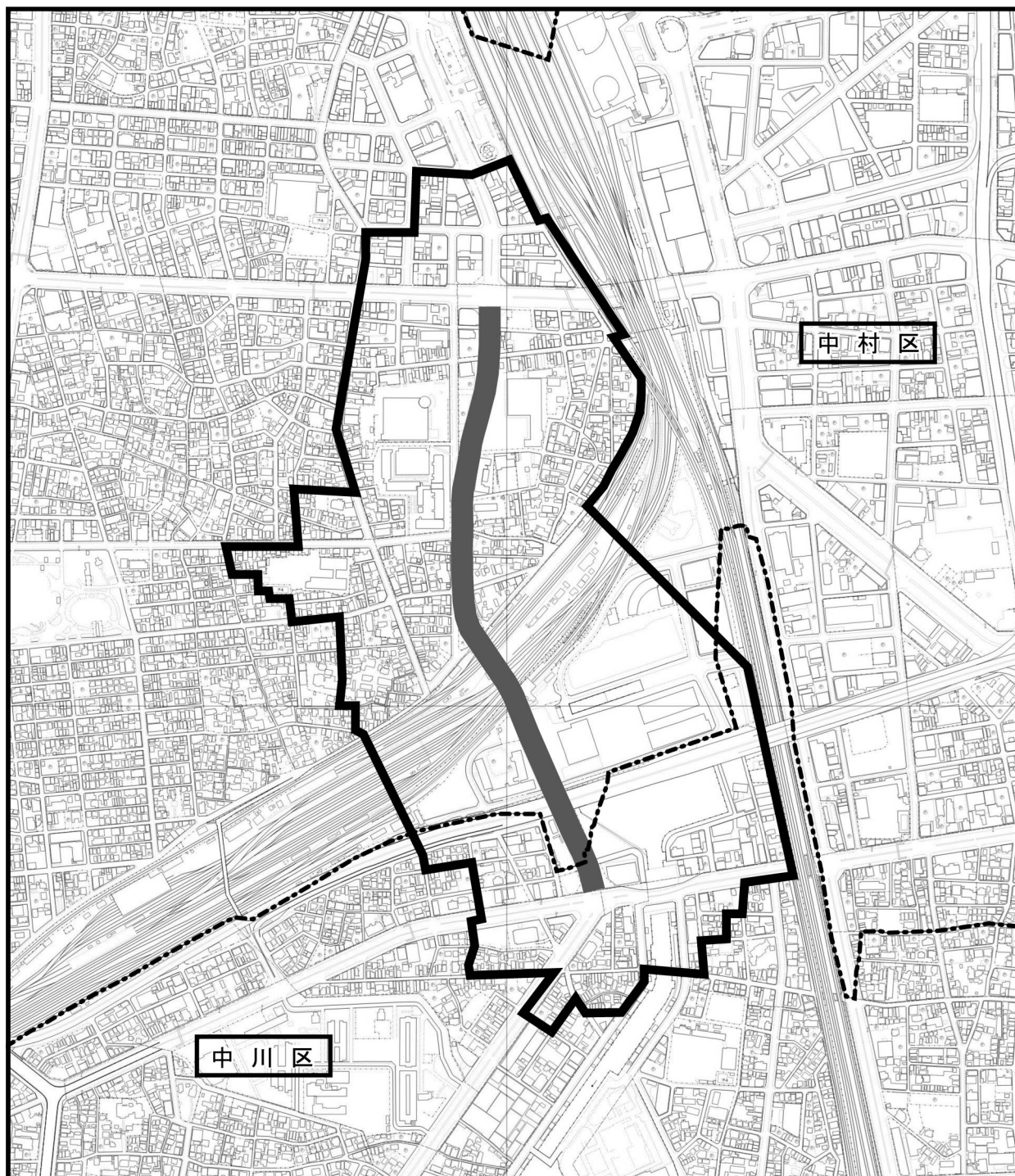
(3) 調査時期

令和2年9月14日(月)～9月15日(火)

(4) 調査地点

調査地点は、事業路線及びその周辺とした。

事業路線及び関係地域を図 6-5-1 に示す。



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	区 境

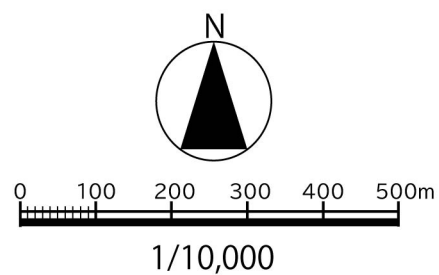


図 6-5-1 関係地域図

(5) 調査結果

学区の状況、コミュニティ施設の状況及び事業路線を横断する横断歩道・歩道橋等の状況は以下のとおりであり、人の往来に対する影響は軽微であると考えられる。なお、地域分断に関する市民等からの苦情は寄せられていない。

ア 学区の状況

関係地域に含まれる学区の区域を図 6-5-2 に示す。

関係地域には、中村区の牧野小学校区及び米野小学校区、中川区の愛知小学校区及び広見小学校区が含まれる。

このうち、事業路線は牧野小学校区、米野小学校区、愛知小学校区を通過している。

イ コミュニティ施設の状況

関係地域に分布する文教施設を図 6-5-3 に、医療・保健施設を図 6-5-4 に、集会施設及び公園を図 6-5-5 に示す。

関係地域には、文教施設が 9 箇所あり、その内訳は、小学校が 1 箇所、保育所が 2 箇所、各種学校が 1 箇所、専修学校が 4 箇所、大学が 1 箇所である。

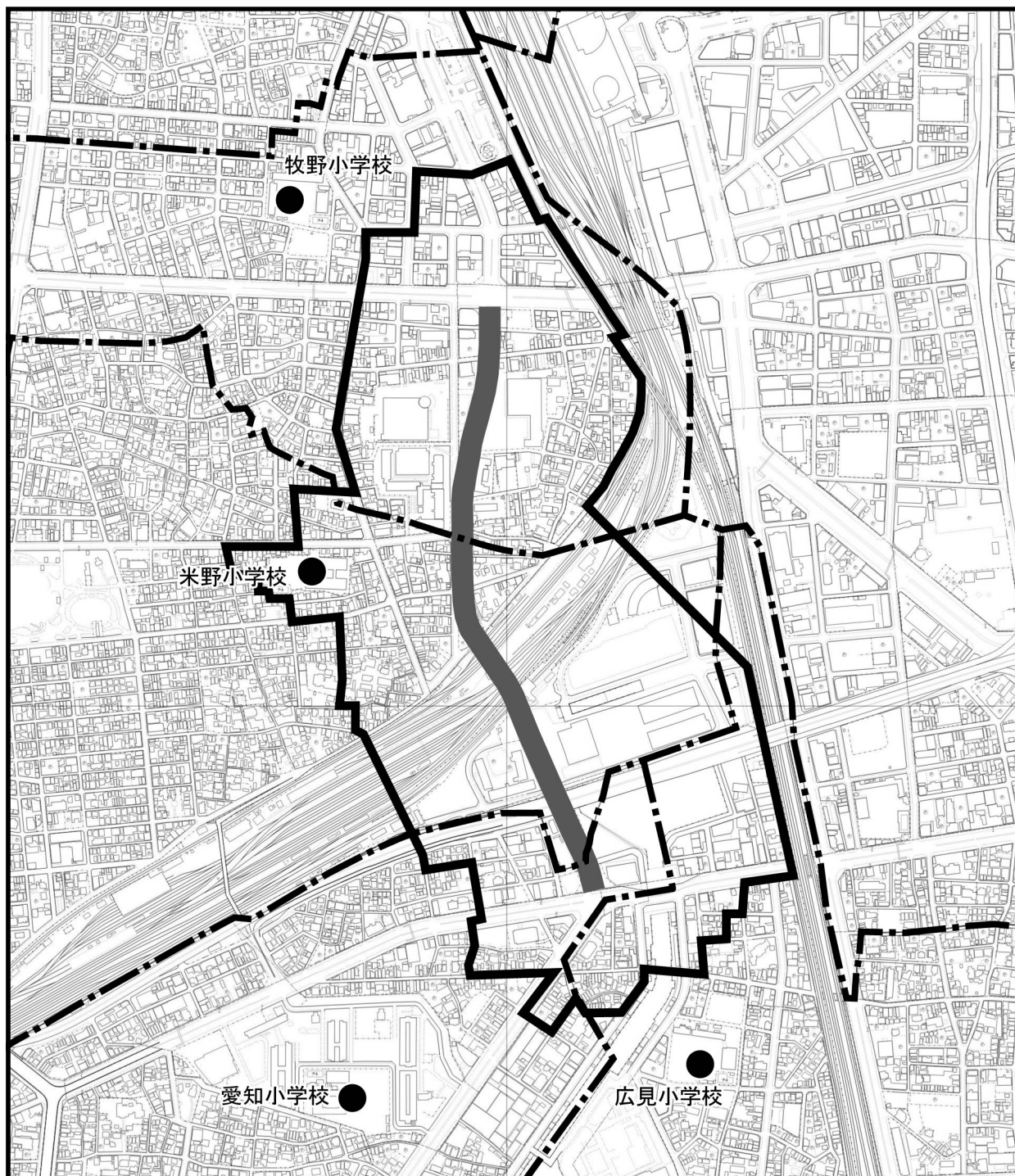
また、医療施設が 13 箇所、保健施設が 10 箇所、集会施設が 2 箇所、公園が 3 箇所ある。

ウ 事業路線を横断する横断歩道・歩道橋等の状況

事業路線を横断する横断歩道・歩道橋等を図 6-5-6 に示す。

事業路線には、歩行者の横断が可能な信号交差点が 5 箇所ある。エレベーターを備えた歩道橋が 1 箇所あり、事業路線に加えて、JR 関西本線、近鉄名古屋線、名古屋臨海高速鉄道あおなみ線の横断が可能である。なお、掘割構造のささしまライブ西交差点の地上部には歩道を整備しており、歩行者の横断が可能である。

また、事業路線と生活道路が交差する箇所には横断歩道があり、事業路線の歩道を通行する歩行者は生活道路の横断が可能である。



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	小学校
	学区境

出典：「名古屋市学校配置図」
(令和元年9月)

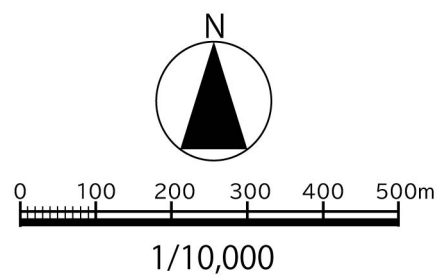
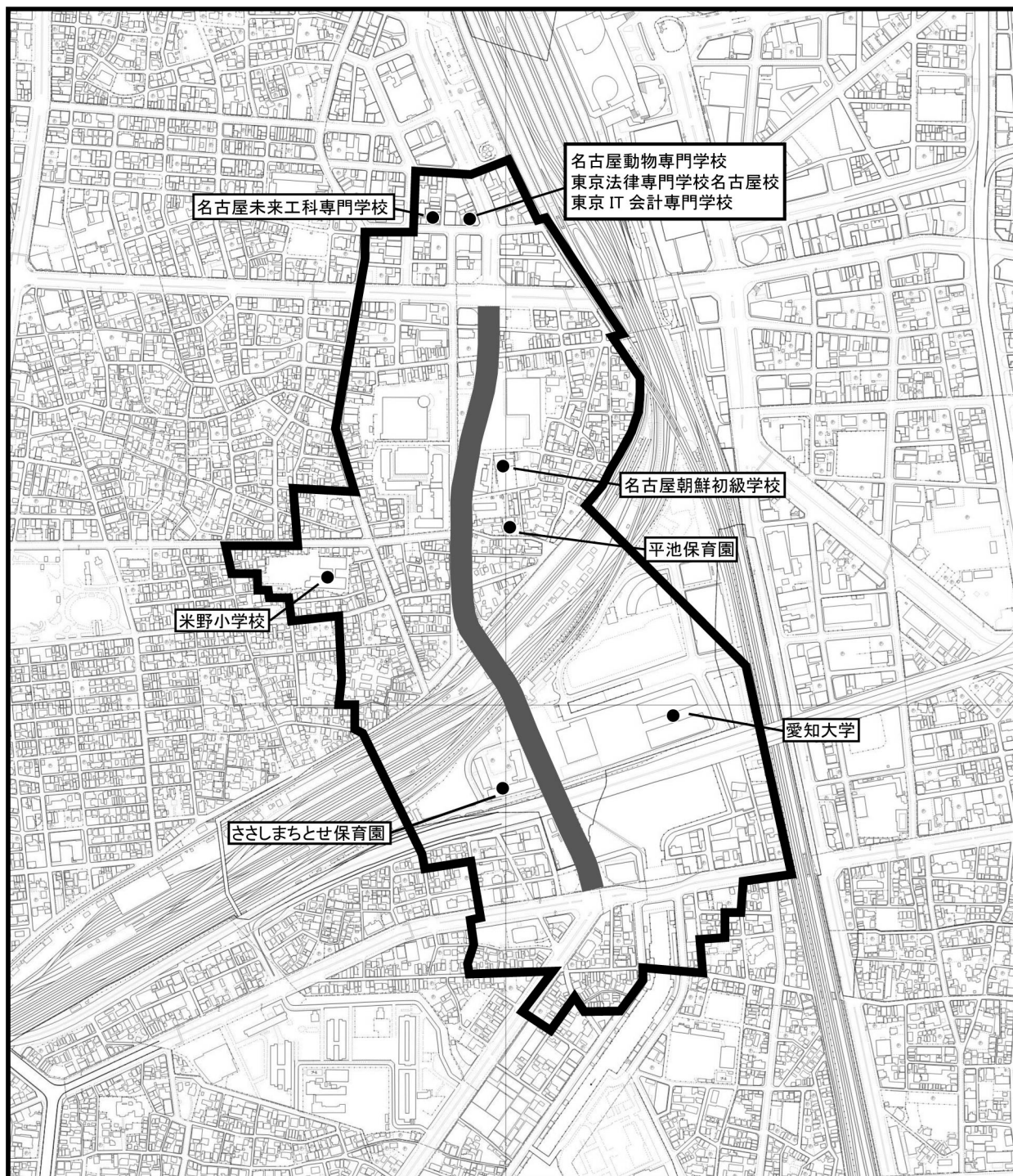


図 6-5-2 関係地域に含まれる学区の区域



凡 例	
記 号	名 称
	事 業 路 線
	関 係 地 域
	文 教 施 設

出典：「名古屋市の保育所等認可施設・事業所一覧」（名古屋市ウェブサイト）
「学校・保育園等」（名古屋市中村区ウェブサイト）
・各校ウェブサイト

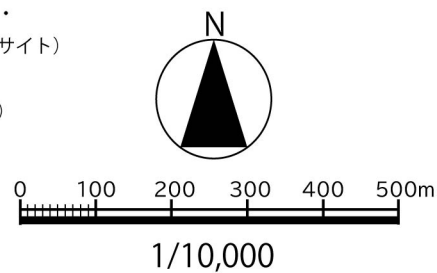
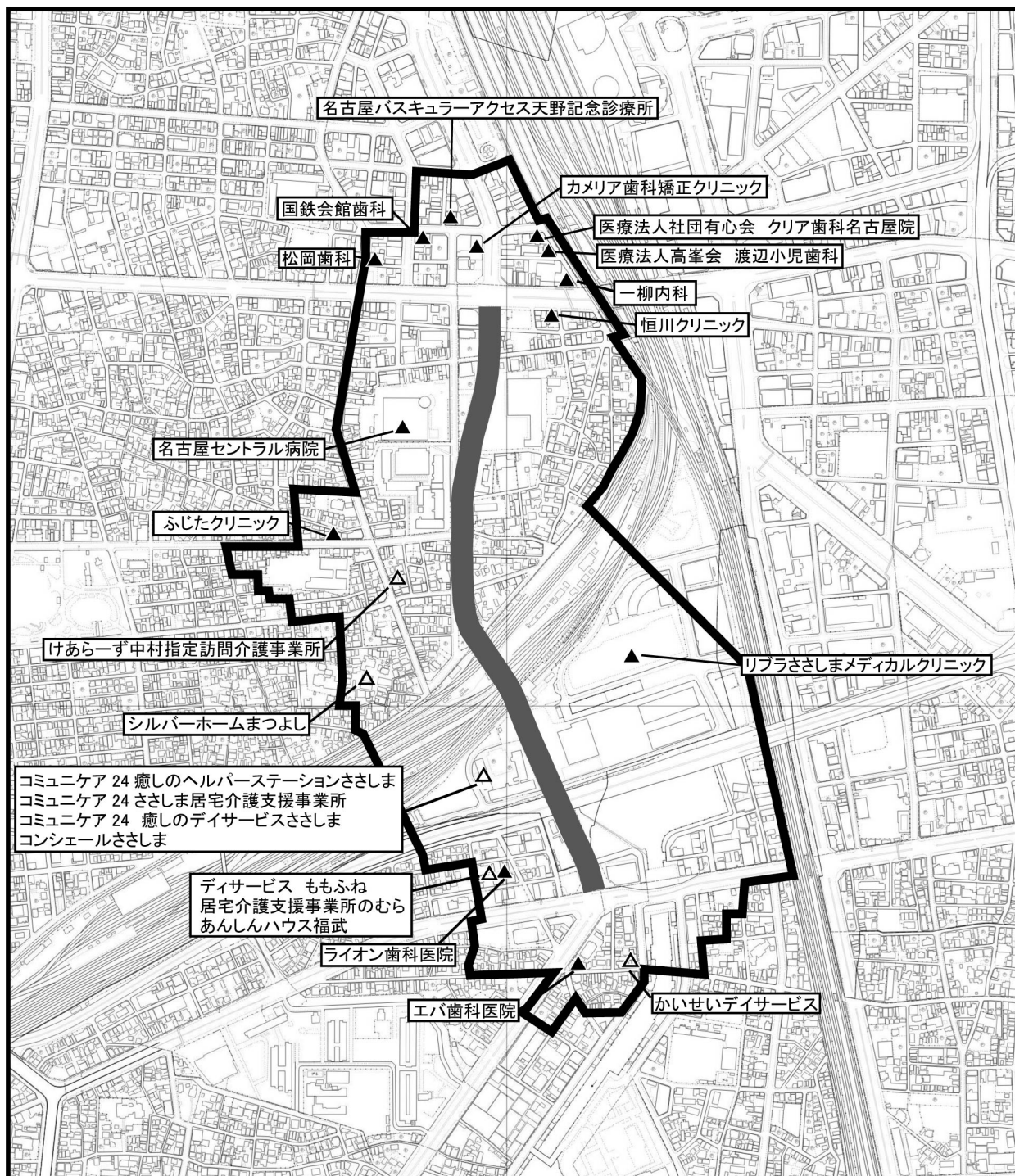


図 6-5-3 文教施設分布図



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
▲	医療施設
△	保健施設

出典：「介護事業所・生活関連情報検索」

(厚生労働省ウェブサイト)

「病院名簿」

「あいち医療情報ネット」

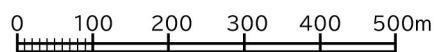
(以上、愛知県ウェブサイト)

「医院・病院検索」

(名古屋市医師会ウェブサイト)

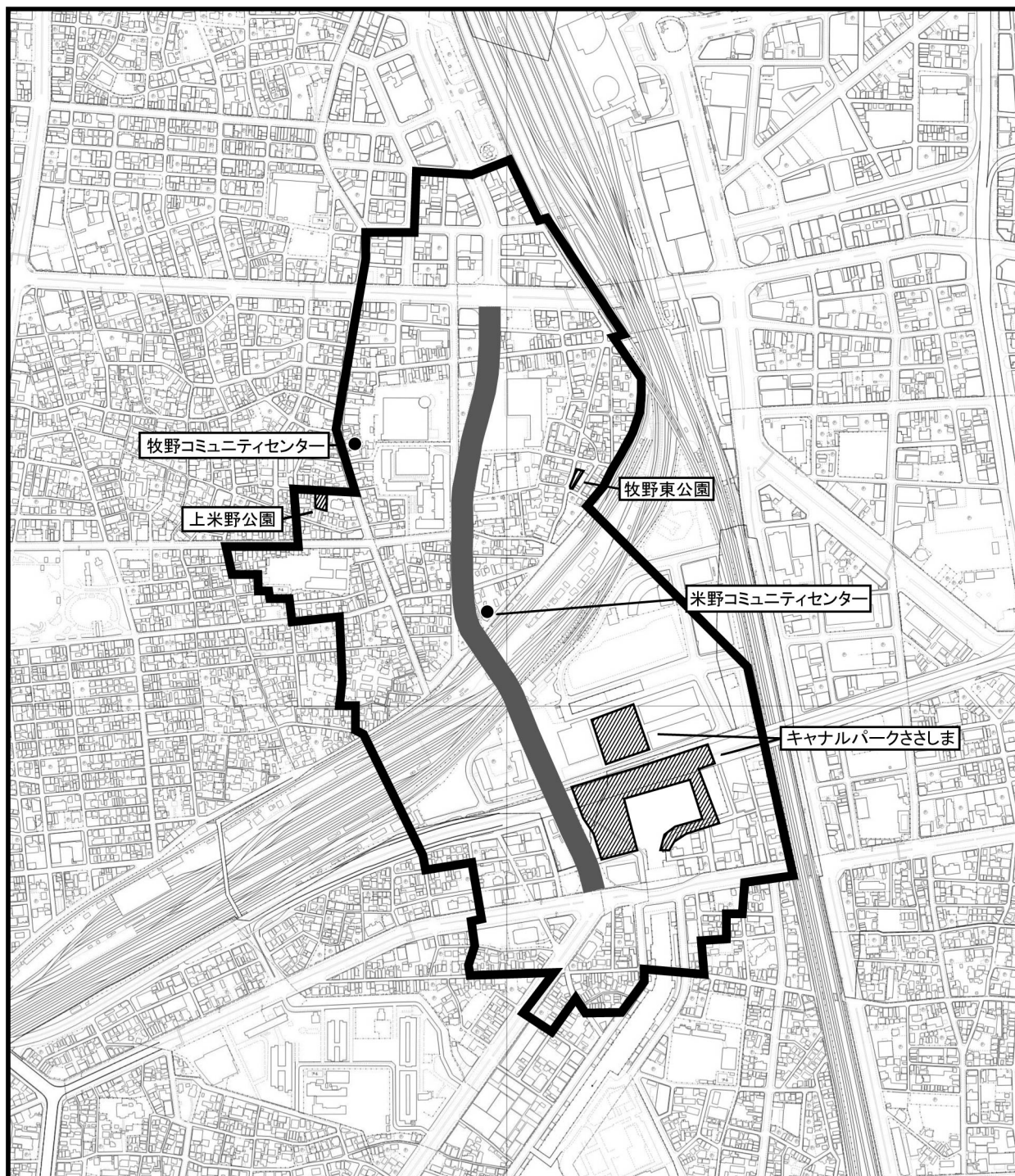
「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」

(NAGOYA かいごネット ウェブサイト)



1/10,000

図 6-5-4 医療・保健施設分布図



凡 例	
記 号	名 称
	事 業 路 線
	関 係 地 域
	集 会 施 設
	公 園

出典：「公園緑地一覧」

「ささしま親水空間の愛称について」

「中村区のコミュニティセンター」

(以上、名古屋市ウェブサイト)

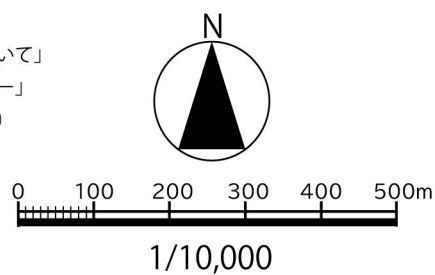
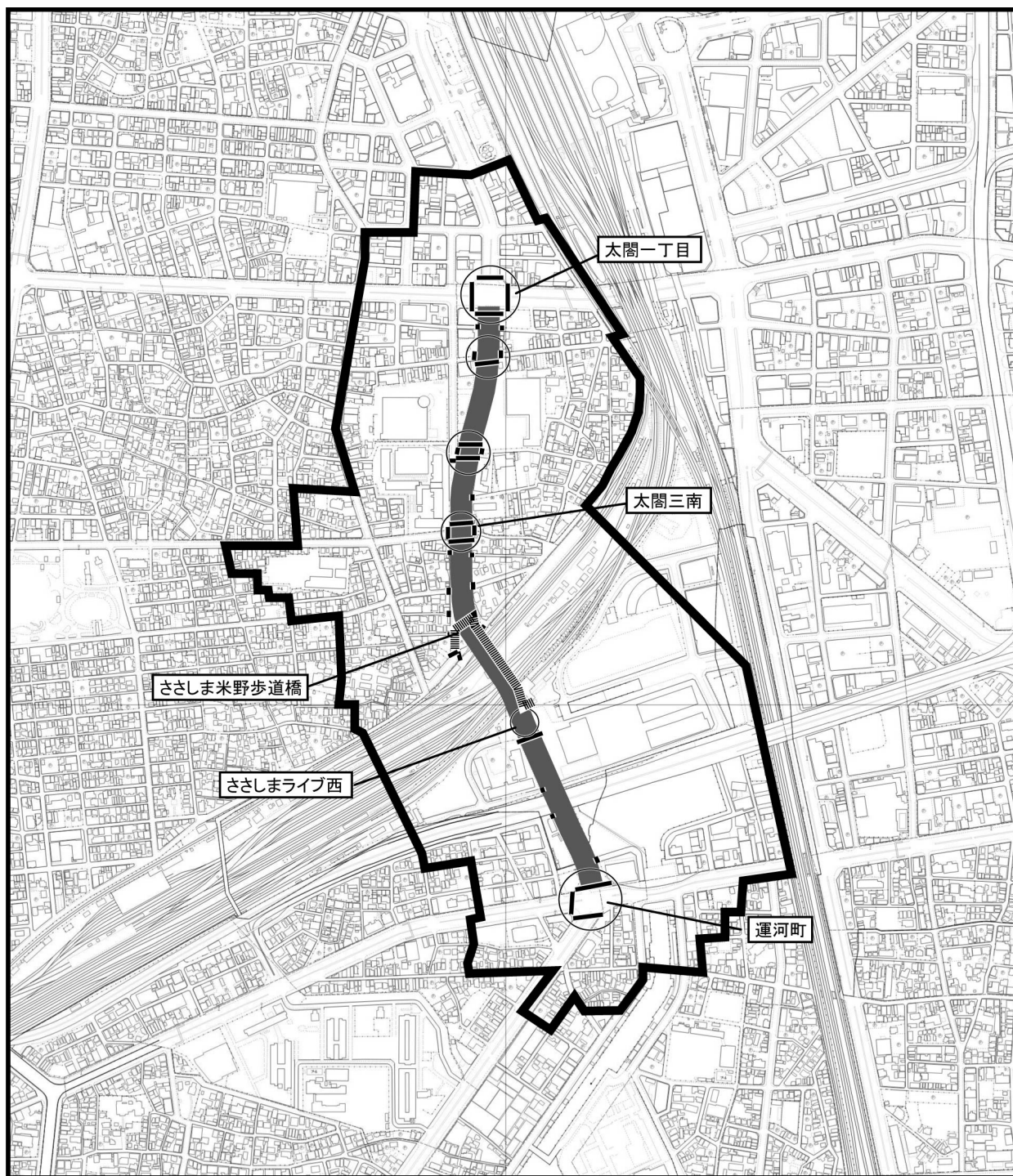


図 6-5-5 集会施設及び公園位置図



凡 例	
記 号	名 称
	事業路線
	関係地域
	信号交差点
	横断歩道
	横断歩道橋

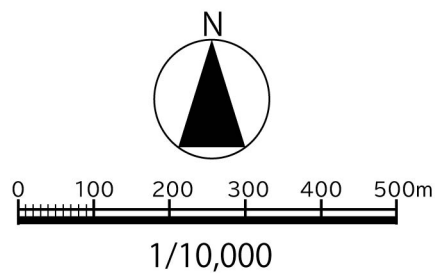


図 6-5-6 事業路線を横断する横断歩道・歩道橋等位置図

(6) 環境保全対策の実施状況

- ・事業路線の歩行者横断については、地元の意向を踏まえながら具体的な検討を行った。
- ・事業路線を横断する施設として、横断歩道 5 箇所、歩道橋 1 箇所及び掘割構造のささしまライブ西交差点の地上部に横断可能な歩道を整備した。
- ・太閤地区では、横断歩道を 2 箇所廃止したものの、概ね同じ位置に太閤三南交差点及びささしま米野歩道橋を設置した。なお、ささしま米野歩道橋の設置により、太閤地区とささしま地区との間で、歩行者や自転車の南北方向の移動が可能となった。
- ・事業路線と交差する路線については、事業路線の歩行者の通行に支障が無いよう、すべて横断歩道を設置した。

(7) 環境保全目標の適合状況

調査結果によると、事業路線は、地元の意向を踏まえて横断歩道又は歩道橋等の横断施設を設置するとともに、交差する路線にも横断歩道を設置し、歩行者の通行に支障が無いことから、人の往来に対する影響は軽微であると考えられる。

よって、環境保全目標である「住民の日常生活に著しい支障を及ぼさない」を達成できたと考えられる。